# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年4月10日

【発行者名】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡田 聡

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 小林 克也

【電話番号】 045-225-2080

【届出の対象とした募集内国投資信 スカイオーシャン・コアラップ (安定型) 託受益証券に係るファンドの名称】 スカイオーシャン・コアラップ (成長型)

【届出の対象とした募集内国投資信 各ファンドについて10兆円を上限とします。 託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

スカイオーシャン・コアラップ(安定型)

スカイオーシャン・コアラップ(成長型)

(以下、上記を総称して「スカイオーシャン・コアラップ」ということ、あるいは総称して又は個別に「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額()とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

#### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.24% \* (税抜 3.0%)( )の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

\*消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

#### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)で再投資する場合は1円以上1円単位です。

### (7)【申込期間】

2019年4月11日から2019年10月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。)の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

# (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

#### < 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての お申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### <申込みコース>

「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお 問い合わせください。

#### < 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <スイッチング>

当ファンドはスカイオーシャン・コアラップを構成する各ファンドの間において、スイッチング ( )の取扱いを行う場合があります。 < 受付不可日 > に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別の ファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせく ださい。

# <受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、受益権の取得の申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

各ファンドにつき上限3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

# <基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

# 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ммғ	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		( ) 		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		(日本を含	ファンド	(部分		
大型株	年2回	む)		ヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファ	なし	その他	ロング・
債券			ンズ		( )	ショート型/
一般	年6回	北米				絶対収益追求
公債	(隔月)					型
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				( )
( )						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
その他資産	( )					
(投資信託証券(資		アフリカ				
産複合(株式、債						
券、不動産投信、そ		中近東				
の他資産(バンク		(中東)				
ローン、デリバティ						
ブ、為替予約取引		エマージング				
等))資産配分変更						
型))						
資産複合						
( )						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の 源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性 区分は以下の通りです。

#### < 商品分類表定義 >

#### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 「投資対象地域による区分 ]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実 質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に 規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定す る上場証券投資信託をいう。

#### 「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義 >

#### [投資対象資産による属性区分]

#### (1)株式

- 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものを いう。
- 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

# (2)債券

- 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する 旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」 による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるも のについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
  - 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの をいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

# [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

# 1 長期分散投資により、世界経済の成長に沿った収益の獲得をめざします。

- 投資対象ファンドを通じて、国内外の株式・債券といった様々な資産に分散投資し、これらをうまく組み合わせることで中長期的に安定した収益の獲得をめざします。
- 今後も先進国の安定成長と新興国の高い経済成長が見込まれることから、投資対象の多様化により、世界経済の成長果実をじっくりと享受することをめざします。

# 2 オルタナティブ運用の組み入れにより、下振れリスクの抑制をめざします。

- ●市場の動きにかかわらず収益の獲得をめざすヘッジファンド\*1等のオルタナティブ運用\*2を効果的に組み合わせることで、下振れリスクの抑制をめざします。
- ※1 実質的に金利、為替、株式、債券、商品等に対して裁定取引やデリバティブ取引等の様々な手法を活用して市場の動きにかかわらず収益の獲得をめざすファンドを指します。
- ※2 株式や債券等の伝統的資産とは異なる資産への投資をいいます。具体的な投資対象は、リート、MLP、バンクローン、コモディティ、ヘッジファンド等があり、一般に株式や債券等との価格連動性(相関性)が低く、分散投資効果があるとされています。なお、オルタナティブ運用では、世界経済の成長に沿った収益の獲得をめざした運用をおこなうこともあります。

# 3 市場環境の変化に対応して、適切なポートフォリオへの見直しをおこないます。

- ●各資産および各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の値動きの関係 (相関関係)、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。また、各資産および各投資対象 ファンドへの投資割合の定期的な見直しをおこなうほか、市場環境等の変化に応じた調整をおこないます。
- ●投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券およびバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジをおこなうことで為替変動リスクの低減をはかるファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することをめざして、市場環境等の変化に応じた運用をおこなうため、 投資対象とする資産およびファンドを限定していません。また、それらへの投資比率もあらかじめ定めているも のでもありません。

したがって、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更する 運用をおこないます。

# 4 運用目的・リスク許容度に応じて2つのファンドから選択できます。

	「株式」「リート」「コモディティ」 への投資割合の合計*3	運用の特徴
スカイオーシャン・コアラップ(安定型)*4	原則50%未満	安定性を重視
スカイオーシャン・コアラップ(成長型)	原則75%未満	安定性と収益性の バランスを重視

- 3 純資産総額に対する投資対象ファンドへの投資割合の合計です。なお、当該投資割合には、ヘッジファンドに投資する投資対象ファンドが含まれていないため、ヘッジファンドへの投資割合が高くなる可能性があります。ヘッジファンドには特有のリスクがありますので、後掲「3 投資リスク (1)ファンドリスク ヘッジファンドの運用手法に係るリスク」を十分にお読みください。
- 4 「安定型」とは元本保証等を意味するものではなく、「成長型」と比較して安定的な運用をめざ すファンドであることを意味しています。

市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする場合があります。

# ポートフォリオ構築プロセス

●運用にあたっては、三井住友信託銀行から投資助言を受けます。

資産毎の投資割合 の決定・見直し (年1回) STEP1

各資産の中長期的な期待リターン、リスク(標準偏差)、相関係数(各資産間の値動きの関係性を示す係数)を推定

STEP2

資産間の分散を徹底するため、資産毎の投資割合の制約条件(上限値または下限値)を設定

STEP3

資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件をもとに、中長期的な見通しから最適な投資割合を決定

投資対象ファンドの 決定・見直し (随時) STEP1

各資産の投資対象ファンドの特徴や運用パフォーマンス等を分析

STEP2

ポートフォリオのリターン向上およびリスク低減を目的として、投資対象ファンドの組み入れや入れ替え効果を検証

STEP3

投資対象ファンドの組み入れ・入れ替え効果の検証結果にもとづき、ファンドの組み入れ・入れ替えや投資割合を決定

※市場環境の急激な変化に応じて、リスク低減等を目的として、各資産や投資対象ファンドの投資割合の見直し をおこなうことがあります。

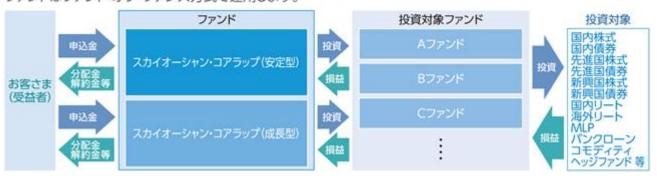
定期的なリバランスの 実施(年4回) 相対的に値上がりした資産の売却や値下がりした資産の購入をおこなうことなどにより、最適な投資割合からの乖離を修正

※市場環境等によっては、定期的なリバランスをおこなわない場合があります。また、臨時におこなうこともあります。

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

#### ファンドの仕組み

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針(2)投資対象 (参考)投資対象ファ ンドの概要」をご覧ください。

# ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数 の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

#### 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。 ただし、分配をおこなわないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### おもな投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資はおこないません。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用はおこないません。

#### (ご絵老情報)

与1月年8/	
米国地方債	米国地方債は、米国の地方公共団体等が発行する債券で、発行体自身の信用力によって元利の支払いを保証する一般財源保証債と、インフラ施設やサービス事業の利用料等を返済原動するレベニュー債がおもに発行されています。
MLP	MLPはマスター・リミテッド・パートナーシップ(Master Limited Partnership)の略称で 米国でおこなわれている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されて ます。MLPの多くは、エネルギー・天然資源に関連する事業をおこなっています。
バンクローン	銀行などの金融機関が、事業拡大などのために資金調達を希望する企業などに対しておこれ 融資(ローン)を指します。一般的に、バンクローンは投資適格未満の格付を有する企業への多 金利のローンです。
コモディティ	金や原油、穀物などの「商品」のことです。商品への投資に際しては、商品インデックスに連動す 仕組み債券に投資するファンドなどがあります。
ヘッジファンド	ヘッジとは元々"回避する"という意味で、投資対象資産の価格変動にともなうリスクを回避す 投資行動のことをいいます。裁定取引やデリパティブ取引(先物取引、オプション取引等)等を消 して実質的に金利・債券・株式・リート・コモディティ等に投資をおこないます。市場環境にかかれず収益(絶対収益)を追求するファンド。などがあります。 ※特定の市場の動向にかかわらず収益を追求することを目標として運用をおこなうファンドのことで、絶対収益が得られるという意味ではありません。

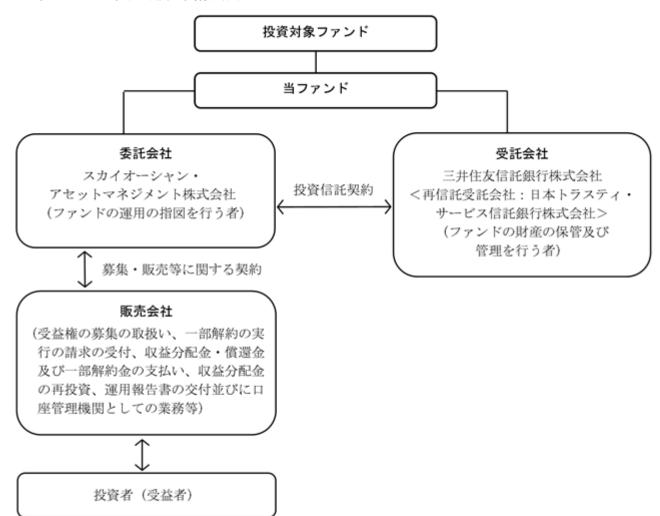
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

# (2)【ファンドの沿革】

2015年5月26日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

# (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況 (2019年1月31日現在)

イ.資本金の額:3億円

口. 委託会社の沿革

2014年11月25日: スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社設立

2015年4月3日: 投資運用業の登録(登録番号:関東財務局長(金商)第2831号)

# 八. 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	20,400株	34%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	12,600株	21%
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 番地	9,000株	15%
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	9,000株	15%
株式会社東京きらぼしフィ ナンシャルグループ	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	9,000株	15%

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

#### 投資対象

別に定める投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合が あります。

#### 投資態度

- イ.主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券(以下「国内リート」といいます。)、海外不動産投資信託証券(以下「海外リート」といいます。)、貸付債権(以下「バンクローン」といいます。)、コモディティ\*1、ヘッジファンド\*2及びその他の様々な資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。
  - \*1:コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的にコモディティリンク債券やコモディティ関連デリバティブ等を活用するファンドを指します。
  - \*2: ヘッジファンドを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的に金利、債券、株式、リート、為替、コモディティ等に対する裁定取引やデリバティブ取引等を積極的に活用するファンド、又は各種ヘッジファンド指数に概ね連動する投資成果を目標とするファンドを指します。
- ロ.各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の相関係数、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても調整を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ハ.国内株式、先進国株式、新興国株式、国内リート、海外リート、コモディティを実質的な投資 対象とする投資対象ファンドへの投資割合の合計は純資産総額に対して、以下の割合としま す。

スカイオーシャン・コアラップ(安定型)	スカイオーシャン・コアラップ(成長型)
50%未満	75%未満

なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限 を超えた投資割合とする場合があります。

二.投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。

- ホ.投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合について、三井住友信 託銀行株式会社の投資助言を受けます。
- へ.投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ト. 当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外貨建資産について為替ヘッジ を行う投資信託証券を組み入れる場合があります。
- チ.資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記 の運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - 1.有価証券
  - 2. 金銭債権
  - 3.約束手形
- 口.次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま す。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

- イ.委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。
  - 1.預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4.手形割引市場において売買される手形

口.上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イに掲げる金融商品により 運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「(参考)投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

#### (参考)投資対象ファンドの概要

全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は、2019年1月31日(( )のファンドに関しては2019年4月10日)現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

# 1. FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
   運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
度用の基本方面	す。
	主としてわが国の金融商品取引所等に上場されている株式に投資するJPX 日
主要投資対象	経インデックス400 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所等に
	上場されている株式に投資し、JPX 日経インデックス400(配当込み)
	( )に連動する投資成果を目指します。
	株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがありま
投資態度	す。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額
	の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%
	以下とします。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533)

	有価証券届出書(内国投資信
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
   主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
1 一人の1又員中川以	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	JPX 日経インデックス400(配当込み)
決算日	年1回:10月20日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
収益の分配 	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
1	
設定日	2015年5月20日
信託期間	2015年5月20日 原則として、2015年5月20日から2025年10月20日

「JPX 日経インデックス400」とは、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所(以 下、総称して「JPX グループ」)並びに株式会社日本経済新聞社(以下、「日経」)によって独自に 開発された手法により、東京証券取引所市場第一部、同第二部、マザーズ、JASDAQ 上場銘柄から原則 400銘柄を選定し、算出される株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価 指数です。

同指数は、JPX グループ並びに日経によって独自に開発された手法によって算出される著作物であ り、JPX グループ及び日経は、同指数自体及び同指数を算定する手法に対して、著作権その他一切 の知的財産権を有しています。

同指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てJPX グループ及び日経に帰属しています。

当ファンドは、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX グループ及び日経は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

JPX グループ及び日経は、同指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延 又は中断に関して、責任を負いません。 JPX グループ及び日経は、同指数の構成銘柄、計算方法、その他同指数の内容を変える権利及び公 表を停止する権利を有しています。

# 2. FOFs用日本株配当ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
   運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
連用の基本方式   	す。
十两机次针色	主としてわが国の株式に投資する日本株配当マザーファンド(以下「マザー
主要投資対象 	ファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式の中から、予想配
	当利回りが比較的高いと判断される銘柄及び配当増が予想される銘柄群に投
	資します。
<b>小</b> 次能 在	株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
投資態度 	株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以
	下とします。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
   主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
工会区等的区	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:4月10日(休業日の場合は翌営業日)

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
加芸の八型	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年4月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

# 3. FOFs用国内株式エンハンスト運用戦略ファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
<b>十</b>	国内株式エンハンスト運用戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」とい
主要投資対象 	います。)受益証券を主要投資対象とします。
	主として、マザーファンド受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株
	式(これに準ずるものを含みます。)に投資を行ない、東証株価指数の動きを
	上回る投資成果を目指して運用を行ないます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。な
	お、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
投資態度	株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以
	外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みま
	す。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元
	本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合
	には、上記のような運用ができない場合があります。

	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。) への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下としま
	<b>ं</b>
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定めるとこ
主な投資制限	ろに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えな
	いものとします。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、
	合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合
	には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
	よう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)( )
決算日	年1回:2月15日(休業日の場合は翌営業日)
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含み
	ます。)等の全額とします。
収益の分配	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただ
	し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
   信託報酬	純資産総額に対し、年0.3672% * (税抜 年0.34%)
III II OTIXIA/II	*消費税率が10%となった場合は、0.374%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年1月30日
信託期間	2015年1月30日から2025年2月17日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

# 4. FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)( )と連動する投資成果を目標と
	して運用を行います。
主要投資対象	国内株式インデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。

	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東京証券取引所市場第一部に上
投資態度	場されている銘柄に分散投資を行い、東証株価指数(TOPIX)に連動する投
	資成果を目標として運用を行います。
	株式の実質投資割合は、原則として、100%に近い状態を維持します。
	投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対
	象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を
	活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取
	引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超え
	ることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純
	資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
決算日 	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
   信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

設定日	2018年10月11日
信託期間	原則として、2018年10月11日から2028年5月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

# 5. 国内株式アクティブバリューファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
建用云位	
運用の基本方針	この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体(東証株価指数   CTORIVA ( ) A の動きを トロスや浴ば用の獲得を日北して選用を行われま
	(TOPIX) ( ))の動きを上回る投資成果の獲得を目指して運用を行ないま   
	す。
   主要投資対象	アクティブバリュー マザーファンド (以下「マザーファンド」といいま
	す。)受益証券を主要投資対象とします。
	主として、マザーファンド受益証券に投資を行ない、長期的な観点からわが
	国の株式市場全体(東証株価指数(TOPIX))の動きを上回る投資成果の獲
	得を目指して運用を行ないます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。な
	お、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
投資態度	株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式
	以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含み
	ます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存
	元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した
	場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割
	合には制限を設けません。
	│ │ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きま │
	   す。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	トライン・ 外貨建資産への投資は行ないません。
	   デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定めるとこ
	ろに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えな
主な投資制限	いものとします。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、
	合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合
	には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
	よう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
、ファ、   決算日	年1回:10月25日(休業日の場合は翌営業日)
<u>八</u> 井口	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。
	安次昇時に、原則として以下の力計に塞りさ、力能を打なれます。   分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含み
収益の分配	
	ます。)等の全額とします。
	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただ
	し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.5076% * (税抜 年0.47%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.517%となります。

信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年9月28日
信託期間	原則として、2018年9月28日から2028年10月25日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

# 6. FOFs用日本物価連動国債ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
	主としてわが国の物価連動国債に投資する日本物価連動国債 マザーファンド
主要投資対象	(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象としま
	す。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の物価連動国債に投資し
投資態度	ます。なお、物価連動国債以外のわが国の国債に投資する場合があります。
	ポートフォリオの構築は、物価・金利の見通し、個別銘柄の割高・割安度、
	流動性等に係る評価・分析に基づき行います。
	債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	有仙証券届出書(内国投資信
	株式への投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について
	の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
	とをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条丿3
	第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新
	株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式
	分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質
	投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託
	財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	   デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	│ │ 新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく │
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
	年1回:2月14日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	│ │ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益 │
	を含みます。)等の全額とします。
	   分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	   ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	<b>ब</b> ु
	部分と同一の運用を行います。
	純資産総額に対し、年0.1944% * (税抜 年0.18%)
信託報酬	* 消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
   信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年2月14日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
又心云江	一开区久10页0到71分45公1

# 7. FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
是7月00至十7月3月	日本を除く世界のインフレ連動国債(物価連動国債)に投資する「世界物価連
   主要投資対象	動債 マザーファンド 為替ヘッジあり(以下「マザーファンド」といいま
工女汉英人	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界のイン
	フレ連動国債(物価連動国債)に投資し、ブルームバーグ・バークレーズ世
	フレ連動国債(初価連動国債)に投員し、フルームバーグ・バーグレース
	動する投資成果を目指します。
	インフレ連動国債(物価連動国債)への実質投資割合は、原則として高位を
10 30 4K cò	維持します。
投資態度 	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより、為
	替変動リスクの低減を目指します。
	運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。こ
	のため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、
	投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模   
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項
	第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権
	に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得し
	たものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレーズ世界インフレ連動国債インデックス(除く日
	本、円ヘッジベース)
決算日	年1回:1月17日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
以金の万能	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年3月31日
信託期間	原則として、2017年3月31日から2027年1月18日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「ブルームバーグ・バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス」とは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の物価連動国債市場のパフォーマンスをあらわします。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して算出した指数です。

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標及びサービスマークです。 バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標及 びサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブ ルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占 的権利を有しています。

# 8. Global Multi Strategy - U.S. Municipal Bond Fund JPY-H Dividend Retail Class

運用会社	Nuveen Asset Management ,LLC
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
→ 亜切 次→4 <del>ク</del>	主として米国の投資適格地方債(一般財源保証債及びレベニュー債)等に投資
主要投資対象 	します。
	主として米国の投資適格地方債(一般財源保証債及びレベニュー債)等に投
	資します。
	ポートフォリオの構築は、米国の地方財政や米国地方債における各セクター
	の幅広いテクニカル要因及びファンダメンタルズ要因等の状況を精査した上
	で、個別銘柄に対する詳細な分析に基づいて行います。
投資態度	米国の投資適格地方債への投資割合は、原則として高位を維持します。
	組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動
	リスクの低減を目指します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	有仙証券届出書(内国投資信
	投資信託財産の純資産総額を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは
	行いません。
	投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。
	投資顧問会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行
	会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株式(投
	資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。
	流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とし
主な投資制限	ます。
	受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いませ
	$h_{\circ}$
	一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリ
	バティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、
	原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え
	ることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととしま
	<del>ुं</del> 。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:12月31日
収益の分配	毎月
信託報酬	純資産総額に対し、年0.44%
信託財産留保額	該当事項はありません。
	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、資産の保管等に
	要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入枠(コミットメントライ
その他の費用	ン)に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及びデ
	リバティブ取引に要する費用等並びに投資信託証券の設立・運営・運用等に要
	する諸費用等が投資信託財産から支弁されることがあります。
設定日	2016年2月26日
関係法人	・投資顧問会社
	Nuveen Asset Management ,LLC
	・受託会社
	G.A.S. (Cayman) Limited
	・管理事務代行会社/名義書換事務受託会社
	SMT Fund Services (Ireland) Limited
	・保管受託銀行
	Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited

# 9. FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

[	[
運用会社 	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを
	めざして、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)( )に連動する投資
	成果を目標として運用を行います。
   主要投資対象	外国株式インデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいま
工女汉英/73	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じてMSCI コクサイ・インデックスを
	構成している国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円
	ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
	株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
   投資態度	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
投貝感皮 	運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがありま
	す。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の
	合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
   主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
工体投具削減	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス ( 円ベース )
決算日	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証	券)	
-------------------	----	--

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
を含みます。)等の全額とします。
分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
す。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
本部分と同一の運用を行います。
純資産総額に対し、年0.1944% * (税抜 年0.18%)
* 消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
該当事項はありません。
2015年5月20日
原則として、2015年5月20日から2025年5月29日
三井住友信託銀行株式会社

「MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国 の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権 等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容 を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

# 10. FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)( )と
	連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	外国債券インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債
	を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)を
	ベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行いま
	<del>す</del> 。
	実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
	運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。こ
	のため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、
	投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	,
	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
   士か仏咨生  阳	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
主な投資制限   	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
決算日	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
4X <b>(E.</b> 07 ) )	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	<del>す</del> 。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
   信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

# 11. Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J

運用会社	Wellington Management Singapore Pte Ltd.
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
建州の基本月頭	金融商品取引所等に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みま
主要投資対象	・
	9。 / を主委投員対象としより。   この投資信託においては、新興国に所在する企業のほか、新興国に資産を
	この投資信託においては、新興国に所任する正案のはが、新興国に負産を   保有している企業、新興国で生産された商品・サービスによる収入の割合が
	株有している正案、制典国で主座された間品・サービスによる収入の割合が。   高い企業、新興国に対する商品・サービスの販売による収入の割合が高い企
	高い正素、利英国に対する間面・サービスの販売による収入の割占が高い正    業等にも投資します。
	MSCIエマージング・マーケット・インデックス()の騰落率を上回る投資
	成果を追求します。
	パートフォリオは、カントリー・アロケーションおよび業種別アナリストの
	個別銘柄選択による、ファンダメンタルズ分析に基づくボトム・アップ・ア
   投資態度	プローチで構築します。
汉兵态反	株式への投資割合は、原則として高位を維持します。
	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	   資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財
	産の純資産総額の5%以下とします。
	投資信託財産の純資産総額を超える有価証券(現物に限ります)の空売り
	は行いません。
	投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。
   主な投資制限	運用会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行会
工な投資的版	社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株式(投
	資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。
	流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下と
	します。
	受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いま
	せん。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
決算日 	毎年12月31日
収益の分配	該当事項はありません。
	年率0.80%
	おお、この報酬率には投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する
   信託報酬	諸費用、資産の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入
	枠(コミットメントライン)に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生す
	る売買委託手数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信
/**** D.1 *** ** ** **	託証券の設立・運営・運用等に要する諸費用等が含まれます。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年5月30日

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	・管理会社(マネージメントカンパニー)
	Wellington Luxembourg S.a r.l.
	・運用会社(インベストメントマネージャー)
	Wellington Management Singapore Pte Ltd.
BB <i>に</i> いナ 1	・預託機関(デポジタリー)
関係法人	Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.
	・管理事務代行会社(アドミニストレーター)
	・官埋事務代行会社(アドミニストレーター)

・名義書換事務受託会社(トランスファーエージェント)

Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.

Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

# 12. FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
主要投資対象	新興国債券インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
工安权員別家	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建て
	債券に投資し、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマー
	ジング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
	( )に連動する投資成果を目指します。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
	投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避する
	ため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国
   投資態度	内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券
汉兵心汉	オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に
	係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認める外
	国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。ま
	た、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一
	定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行
	うことができます。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について
	の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない
	ことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3
	第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株
	予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当によ
	り取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産
	総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの
	投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合
	計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、
	委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となる
	よう調整を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資
	信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の
	純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンエフ	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッ
ベンチマーク	ツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
   信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944% * (税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年3月30日
信託期間	原則として、2018年3月30日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリ

EDINET提出書類

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

# 13. FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

VE EL A AL	-11/2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
運用会社 	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
   運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま   
	す。
	主として日本を含む世界各国の債券(国債、州政府債、政府保証債、国際機関
主要投資対象	<b>債等をいいます。以下同じ。)に投資する世界ハイインカム入替戦略マザー</b>
	ファンド 為替ヘッジあり(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証
	券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券に投
	資します。
	ポートフォリオの構築に当たっては主として日本を含む世界各国の債券の中
	から、格付、流動性、財政健全度、為替ヘッジコスト控除後の金利水準等に
	   かかる評価・分析を行い投資対象国及び各銘柄への実質投資割合を決定しま
   投資態度	<b>ਰ</b> 。
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行うこと
	により為替変動リスクの低減を目指します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	をあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第
	1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予
	約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当により 四個したものに関えてよると、実際が終剤会は、投資信託財産の特徴を必須
	取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額
	の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限 	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等((金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい
	い、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券
	もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この
	投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人
	投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財
	産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

	有恤証券庙出書(內国投資信
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:9月17日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
以血の刀配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
   信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年9月17日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

#### 14. 大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド (適格機関投資家専用) ()

運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主に世界の中核的なソブリン債券(準ソブリン債券も含み
	ます。)への実質的な投資を行います。
十两机次社会	マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の公社債を主要投資対象としま
主要投資対象 	す。
	主に世界の中核的なソブリン債券(準ソブリン債券も含みます。)への実質 的な投資を行います。
	中核的ソブリン債券の選定基準は、主に投資適格相当のソブリン債券の中か
	ら、安定的もしくは改善している信用力、バリュエーション、流動性を考慮
	して決定します。
	世界のソブリン債券を中核とするポートフォリオを構築しつつ、公社債や通
	貨を対象とした機動的アクティブ戦略を組み入れることで、安定したトータ
投資態度	ル・リターンを追求します
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いませ
	$h_{\circ}$
	マザーファンドにおける運用指図の権限をウエリントン・マネージメント・
	カンパニー・エルエルピーおよびウエリントン・マネージメント・インター
	ナショナル・リミテッドへ委託します。
	資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	,
	株式への直接投資は行いません。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	為替予約取引、直物為替先渡取引およびデリバティブ取引はヘッジ目的に
	限定しません。
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定め
	る合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこ
主な投資制限	ととします。
	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクス
	ポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー
	ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ
	10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場
	合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう
	調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:5月11日(休業日の場合は翌営業日)
四分の八五	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただ
収益の分配 	し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
/- <u>-</u>	純資産総額に対し、年0.7452%以内*(税抜 0.69%以内)
信託報酬	*消費税率が10%となった場合は、0.759%以内となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月12日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 15. LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
	当ファンドは、主に「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド 」
運用の基本方針	(以下「マザーファンド」といいます)受益証券への投資を通じて、主に日
	本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期
	的成長を目指します。
	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主要投資対象	<マザーファンドの投資対象>
	主に日本を除く世界の公社債を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を
	目指します。
	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデック
	ス(円換算ベース)( )をベンチマークとします。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。
	<マザーファンドの投資態度>
	主に、日本を除く世界の公社債に投資します。
	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデック
	ス(円換算ベース)をベンチマークとします。
	原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/
	Baa3)以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力
	をもつと運用者が判断する公社債を主要な投資対象としますが、取得時にお
	いて信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資するこ
   投資態度	とがあります。
汉兵心及	外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに
	基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて
	資産配分することがあります。
	資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。
	運用の指図に関する権限を下記投資顧問会社に委託します。
	・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(在米
	国)
	・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(在英国)
	・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエ
	ム・リミターダ(在ブラジル)
	・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミ
	テッド(在シンガポール)
	・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミ
	テッド(在オーストラリア)
	・ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外質建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ベンチマーク プルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース) 決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 信託財産 (課題に対し、年0.324%*(税抜年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産 (課期限		
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ベンチマーク  ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース) 決算日  年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。  が配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  に託財産留保額 該当事項はありません。 設定日  2018年10月10日 信託期間 無期限		新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資
投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリパティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリパティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ブルームパーグ・パークレイズ・グローパル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース) 決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  信託報酬 ・		同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%
す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ベンチマーク  ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)  決算日  年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  ・		
主な投資制限 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの 信託財産の純資産総額に対する比率は、 原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ベンチマーク ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース) 決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。  が配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  神資産総額に対し、年0.324%*(税抜年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限		
為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ベンチマーク  ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)  決算日  年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日)  原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。  分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	すな投資制限	
ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの 信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ベンチマーク ブルームパーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)  決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日)  原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  ・ 一般資産総額に対し、年0.324% * (税抜年0.3%) * 消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。  信託財産留保額 該当事項はありません。  設定日 2018年10月10日  信託期間 無期限		
信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)  決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。  が配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  に話報酬 に対し、年0.324%*(税抜年0.3%)  *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限		一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)  決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  信託報酬 純資産総額に対し、年0.324%*(税抜年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限		ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの
般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。  ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース) 決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  信託報酬 に対し、年0.324%*(税抜年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日		信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計
ととします。		で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一
<ul> <li>ベンチマーク フルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)</li> <li>決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日)</li> <li>原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。</li> <li>信託報酬 に対し、年0.324%*(税抜年0.3%)*消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。</li> <li>信託財産留保額 該当事項はありません。</li> <li>設定日 2018年10月10日</li> <li>信託期間 無期限</li> </ul>		般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこ
ス(円換算ベース)  決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日)  原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当 等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に 属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定し ます。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合がありま す。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。  に話報酬 に対し、年0.324%*(税抜年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。  信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限		ととします。
決算日 年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日) 原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。 純資産総額に対し、年0.324%*(税抜年0.3%)*消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限	ベンチマーク	
原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当 等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に 属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定し ます。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合がありま す。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。 に託報酬 に対し、年0.324%*(税抜年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限		ス(円換算ベース)
等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。 純資産総額に対し、年0.324%*(税抜 年0.3%)*消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限	決算日	年1回:10月9日(休業日の場合は翌営業日)
属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。   純資産総額に対し、年0.324%*(税抜年0.3%)*消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。   信託財産留保額   該当事項はありません。   設定日   2018年10月10日   信託期間   無期限		原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当
収益の分配 全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。		
ます。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。		属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の
す。	収益の分配	全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定し 
分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。		
信託報酬純資産総額に対し、年0.324% * (税抜 年0.3%) *消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。信託財産留保額該当事項はありません。設定日2018年10月10日信託期間無期限		
信託報酬*消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。信託財産留保額該当事項はありません。設定日2018年10月10日信託期間無期限		
* 消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限	   信託報酬	
設定日 2018年10月10日 信託期間 無期限	12.4.0 (1.0.4.1)	*消費税率が10%となった場合は、0.33%となります。
信託期間無期限	信託財産留保額	該当事項はありません。
	設定日	2018年10月10日
受託会社      三井住友信託銀行株式会社	信託期間	無期限
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)」とは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックスをレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が独自に円換算したものです。

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。 バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標お よびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下 「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・ バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

# 16. FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

·모마스팅	
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、東証REIT 指数(配当込み)( )と連動する投資成果を目
	標として運用を行います。
	主としてわが国の取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「上場不
主要投資対象	動産投資信託証券」ということがあります。)に投資するJ-REITインデック
	ス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主
	要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と
	連動する投資成果を目標として運用を行います。
	マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを
	基本とします。
	東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われ
	るわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引及び外国の取引所における
投資態度	当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を
	活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と
	不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産
	の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま
	<b>ं</b> के.
	同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信
	託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込
	み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄
	に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することがで
	きるものとします。
	外貨建資産への投資は行いません。
)	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
主な投資制限	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。

ベンチマーク	東証REIT 指数(配当込み)
決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
以金の万官	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
/ <u>-</u>	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
信託報酬	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証REIT 指数(配当込み)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。

同指数の指数値及び同指数の商標は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数の商標に関する全ての権利は東証が有しています。

東証は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の 停止又は同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東証は、同指数の指数値及び同指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

東証は、同指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また東証は、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東証により提供、保証又は販売されるものではありません。

東証は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を 負いません。

東証は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社又は当ファンドの購入者のニーズを、 同指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東証は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に 対しても、責任を有しません。

# 17. FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(年的女性)	この投資信託は、S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算べー
運用の基本方針	ス)( )の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
	主として日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券並び
十. 西·切 次 <del>1.</del> 4.	に取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券(総称して以下
主要投資対象 	「上場等不動産投資信託証券」といいます。)に投資するグローバルREIT イ
	ンデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益
	証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、S&P 先進国REIT 指数(除く日
	│ 本、配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行い │
	ます。
   投資態度	マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを
	基本とします。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場等不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま
	す。
	同一銘柄の上場等不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資
	信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、S&P 先進国REIT 指数
	(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が10%を超
	える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P 先進国REIT 指数(除く日本、配
	当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるも
	のとします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
	<u> </u>

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
収益の八面	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
/⇒ ≒1 ±17 ==W	純資産総額に対し、年0.1944% * (税抜 年0.18%)
信託報酬 	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み)」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。

S&P 先進国REIT 指数(以下「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。

Standard & Poor's <sup>(R)</sup> およびS&P <sup>(R)</sup> はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下

「S&P」)の登録商標で、Dow Jones <sup>(R)</sup>はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」) の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサ ブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当 ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当 ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随するS&P 先進国REIT 指数 の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 先進国REIT 指 数に関して、S&P Dow Jones Indices と三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社との間に ある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indices またはそのライセンサーの特定の商 標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 先進国REIT 指数は三井住友トラス ト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices によって 決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S&P 先進国REIT 指数の決定、構成または計 算において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考 慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの価格または数量、あるいは当 ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還され る計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または 責任も負いません。S&P 先進国REIT 指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確 に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJI は投資顧問会社ではあ りません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券の売り、買 い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。 S&P Dow Jones Indices は、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信 (電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時 性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indices は、これに含まれる誤り、欠落または中断 に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices は、明示的また は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定 の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三井住友トラスト・アセットマネジメン ト株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を 明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲 罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、 不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

# 18. FOFs用MLP インデックスファンド (適格機関投資家専用)

	プラクスファフト ( 週俗機関及員本寺市 <i>)</i>
運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、別に定めるMLP(マスター・リミテッド・パートナーシッ
	プ)市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないま
	す。
主要投資対象	インデックス マザーファンドMLP受益証券および米国の金融商品取引所に
工女汉貝刈豕   	上場されているMLPやMLPに関連する証券
	主として、インデックス マザーファンドMLP受益証券および米国の金融商
	品取引所に上場されているMLPやMLPに関連する証券に投資を行ない、別
	に定めるMLP市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目指して運用
	を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性
	および運用上の効率性を勘案し、委託者の判断により決定するものとします。
	運用にあたって、対象指数に採用されていないMLP等についても、運用目的
+0次46 庄	を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対
投資態度 	象指数に採用されているM L P 等の一部または全部の値動きに連動を目指す上
	場投資信託証券や債券等に投資する場合もあります。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元
	本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合
	には、上記のような運用ができない場合があります。
	<別に定めるM L P市場の動きをとらえる指数(2019年1月31日現在)>
	S&P MLP 指数(円換算ベース)( )
	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割
	合には、制限を設けません。
	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への
	実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
→ <i>+</i> >+0.次生』7日	ろに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えな
主な投資制限 	いものとします。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポー
	ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100
	分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることと
	なった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率
	以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	S&P MLP 指数(円換算ベース)(2019年1月31日現在)
決算日	年1回:11月20日(休業日の場合は翌営業日)
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
収益の分配	む)等の全額。
	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する。ただ
	し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともある。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行なう。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託報酬	純資産総額に対し、年0.1512%*(税抜 年0.14%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.154%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2014年10月8日
信託期間	2014年10月8日から2024年11月20日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「S&P MLP 指数」とはS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、ニューヨーク証券取引所やNASDAQ などに上場するMLPなどのうち、GICS(世界産業分類基準)においてエネルギーセクターまたは公益事業セクターのガス産業に属する銘柄を対象とした、浮動株調整後の時価総額加重を基本とする指数です。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに日興アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。同指数はSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが日興アセットマネジメント株式会社に付与されています。

#### 19. HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス

運用会社	Credit Suisse Asset Management, LLC
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として米ドル建の貸付債権(以下「バンクローン」といいます。)に投資し
	ます。また、ハイイールド債券等にも投資します。
	主として米ドル建のバンクローンに投資します。また、ハイイールド債券等
投資態度	にも投資します。
	ポートフォリオの構築は、個別銘柄の信用力、割安度、流動性等に係る評
	価・分析に基づき行います。
	米ドル建以外の資産に投資した場合、当該資産については原則として対米ド
	ルでの為替予約取引等を行ないます。
	米ドル売り日本円買いの為替予約取引を行います。

	第一順位担保権付のバンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総
	額の80%以上とします。
	組入比率上位3業種への投資割合は、1業種あたり投資信託財産の純資産総額
	の15%を上限とします。その他の業種への投資割合は、1業種あたり投資信
	託財産の純資産総額の12%を上限とします。
	組入比率上位10銘柄への投資割合の合計は、投資信託財産の純資産総額の
	20%を上限とします。
	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財産
	の純資産総額の5%以下とします。
主な投資制限	投資信託財産の純資産総額を超える有価証券(現物に限ります。)の空売り
	は行いません。
	投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。
	投資顧問会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一社
	(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株式(投資法
	人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。
	流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とし
	ます。
	受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いませ
	$h_{\circ}$
ベンチマーク	クレディ・スイス・レバレッジド・ローン・インデックス
決算日 	毎年12月31日
収益の分配	収益の分配は行いません。 
	年率0.65%
	なお、この報酬率には投資顧問会社の運用報酬の他、受託会社・管理事務代行   
	会社・保管受託銀行の報酬が含まれています。
(++	この他、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、資産
信託報酬	の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入枠(コミット
	メントライン)に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手
	数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信託証券の設
	立・運営・運用等に要する諸費用等が投資信託財産から支弁されることがあ   ・・・・・
<b>冷红肚菜奶</b> 但葱	ります。
信託財産留保額	該当事項はありません。   2042年40日2日
設定日	2013年10月2日
	・投資顧問会社
	Credit Suisse Asset Management, LLC 포함소설
関係法人	・受託会社 C.A.C. (Courses) Limited
	G.A.S. (Cayman) Limited
	・管理事務代行会社 SMT Fund Sorvices (Iroland) Limited
	SMT Fund Services (Ireland) Limited
	・保管受託銀行
1	State Street Bank and Trust Company

# 20. FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	この投資信託は、世界の様々な商品(コモディティ)市況を捉えることを目的
運用の基本方針	に、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)( )と概ね連動する投資成果
	をめざして運用を行います。
	主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル
   主要投資対象	建て債券(以下「米ドル建て債券」といいます。)に投資するグローバル・
土安仅貝刈豕 	コモディティ(米ドル建て) マザーファンド(以下「マザーファンド」とい
	います。)の受益証券および米ドル建て債券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、もしくは米ドル建て債券へ直接
	投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)と概ね連動する
	投資成果を目指して運用を行います。なお、マザーファンド受益証券及び米
	ドル建て債券の双方に投資することがあります。
投資態度	米ドル建て債券への実質投資割合は、原則として高位とすることを基本とし
	ます。
	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の
	10%以下とします。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資
	信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の
	純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:5月26日(休業日の場合は翌営業日)

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の万能	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944% * (税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月26日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社 (総称して、「ブルームバーグ」) とUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー (UBS Securities LLC) の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体の値動きを表します。

「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が 独自に円換算した指数です。

ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index  $^{SM}$ ) および「ブルームバーグ (Bloomberg  $^{(R)}$ )」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index  $^{SM}$ )は、ブルームバーグとUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBS は、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index  $^{SM}$ ) に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

# 21. FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
	主として、ゴールド・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいま
運用の基本方針	す。)受益証券に投資を行ない信託財産の成長をめざして運用を行ないま
	す。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
	主として、マザーファンド受益証券を通じて、金地金価格への連動をめざ
	す上場投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行な
	います。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。
   投資態度	なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
投具恋伎 	実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則とし
	て対円での為替ヘッジを行ないます。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残
	存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生し
	た場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資
	割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
	投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除き
	ます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めると
   主な投資制限	ころに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超え
上の政員的版	ないものとします。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポー
	ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分
	の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった
	場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内
	となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年7月8日(休業日の場合は、翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
   収益の分配	む)等の全額とします。
-1×mr 4>>1 HO	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。た
	だし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
   信託報酬	純資産総額に対し、年率0.1404% * (税抜0.13%)
THE STIME	*消費税率が10%となった場合は、0.143%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年9月29日

信託期間	原則として、2017年9月29日から2027年7月8日まで
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

# 22. TCA ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として、わが国の円建短期公社債等に投資するとともに、
	日本、米国及び欧州を中心とする先進国の株価指数を対象とした先物取引(以
	下「株価指数先物取引」といいます。)及び債券先物取引を積極的に活用し、
	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
   主要投資対象	わが国の円建短期公社債等ならびに日本、米国及び欧州を中心とする先進国の
工女汉員对家	株価指数先物取引および債券先物取引を主要投資対象とします。
	主として、わが国の円建短期公社債等に投資するとともに、日本、米国及び
	欧州を中心とする先進国の株価指数先物取引及び債券先物取引(以下「先物
	取引等」といいます。)を行います。
	先物取引等は、原則として定量的手法に基づき行います。
	先物取引等は、以下の範囲で行うことを基本とします。
	株価指数先物取引にかかる投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額
	に100分の75の率を乗じて得られる額の範囲内とします。投資額が当該範囲
	を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。
   投資態度	債券先物取引にかかる投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に
汉兵心及	100分の500の率を乗じて得られる額の範囲内とします。投資額が当該範囲を
	超えた場合には、すみやかに調整するものとします。
	ここでいう投資額とは、投資信託財産における先物取引等の種類ごとに買建
	玉の時価総額と売建玉の時価総額の差額の絶対値を合計した額をいいます。
	先物取引等にかかる損益等の為替リスクに対しては、原則として為替予約を
	行い、為替リスクの低減をはかります。
	大量の追加設定又は解約が発生したとき、資金動向、市況動向の急激な変化
	が生じたとき、投資信託財産の規模その他の要因等によっては、上記の運用
	ができない場合があります。

	有他証券届出書(内国投資信
	株式への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあ
	る新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投资信託協会規則にしたがい光茶比較以中になるよう調整
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整 を行うこととします。 デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及
	び選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会 規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総 額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
	6月・12月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
7771	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配対象額についての分配方針
収益の分配	委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。 
信託報酬	純資産総額に対し、年0.864% * (税抜 年0.8%)   *消費税率が10%となった場合は、0.88%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年2月25日
信託期間	原則として無期限
	·

EDINET提出書類

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

#### 23. ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)

正用の基本方針  正型投資付託、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 主として、ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を投資対象とします。 〈マザーファンドの投資対象〉 主として、海外の上場先物、為替取引等を投資対象とします。 〈マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI 総合指数(HFRI Weighted Composite Index)( )を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。当ファンドは、原則として対門での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 〈マザーファンドの漫議を表していました。」 当ファンドの漫画に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用できない場合があります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、がじた残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような事間はできないとき等やむを得ない事情が発生した場合は、上記のようにより記すました。 第29日 毎年8月15日(休業日の場合は翌賞業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対対象収益の発音は、分配を行わないことがあります。 ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 に託財産経額に対し、年0.567% (税抜 年0.525%) * 消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 能託財産留保額	運用会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
を目指して連用を行います。 主として、ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を投資対象とします。 マザーファンドの投資対象 主として、海外の上場先物、為替取引等を投資対象とします。 マザーファンドの投資を通じて、実質的に以下の連用を行います。 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI 総合指数(HFRI Weighted Composite Index)( )を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。 当ファンドは、原則として対門での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 マザーファンドの過音を呼りターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの適田に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助育を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 外質建資産への投資制度としても年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象側の範囲は、縁起分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益に関しとして毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、縁起分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益に関しとして毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、縁起分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価記を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。	実用の甘木之外	この投資信託は、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長
世のアンド」といいます。)の受益証券を投資対象とします。	建用い茶や刀却	を目指して運用を行います。
主要投資対象		主として、ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド(以下「マ
マザーファンドの投資が象。 主として、海外の上場先物、為蓄取引等を投資対象とします。 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI総合指数(HFRIWeighted Composite Index)()を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 コファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 マザーファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの適去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの適品の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 カーマンドの適品の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 とてがファンドの適品の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 かだし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 を社より投資動言を受けます。 大定行し、上記のような運用ができない場合があります。 まな投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 次チマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎次算時(原則として毎年9月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、機越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 に託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日	十冊·11.次計会	ザーファンド」といいます。)の受益証券を投資対象とします。
マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI 総合指数(HFRI Weighted Composite Index)( )を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 マザーファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 コファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 マザーファンドの投資態度> 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの適去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市沢動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ただし、市沢動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 第一年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎末8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎次算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 第一年8月15日、クロ2012年8月8日 信託財産留保額 第一年8月8日 原則として2012年8月8日	主要投資対象 	<マザーファンドの投資対象>
当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI 総合指数(HFRI Weighted Composite Index)( )を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。マザーファンドの組れ比率は高位に保つことを原則とします。当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。マザーファンドの投資態度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影度>主な投資対象(海外の影響を受けます。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。外資達資産への投資割合には制限を設けません。 ※当事項はありません。 ※第日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 信託報酬 信託報酬 「信託報酬 第日第日第日の、55775%となります。		主として、海外の上場先物、為替取引等を投資対象とします。
上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI総合指数(HFRIWeighted Composite Index)( )を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。マザーファンドの投資態度> 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助声を受けます。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ベンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎末8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 信託報酬 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
数であるHFRI 総合指数(HFRI Weighted Composite Index)( )を参照 し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。 当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 〈マザーファンドの投資態度〉 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 まな投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 ・決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 信託報酬 によいでは、分配を行わないことがあります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象(海外の
し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。 当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 マザーファンドの投資態度> 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 次第日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指
<ul> <li>資成果を目指します。         マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。         当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。         ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。         &lt; マザーファンドの投資態度 &gt; 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。</li></ul>		数であるHFRI 総合指数(HFRI Weighted Composite Index)( )を参照
マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。 当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 マザーファンドの投資態度> 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 大だし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 第一年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 によっては、分配を行わないことがあります。 に託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託財産		し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投
当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 〈マザーファンドの投資態度〉 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 信託報酬 によっては、分配を行わないことがあります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		資成果を目指します。
ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 < マザーファンドの投資態度 > 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 次第日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎次算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 信託報酬 には、分配を行わないことがあります。 信託財産解額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。
投資態度     本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。     < マザーファンドの投資態度 > 主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。     当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。     ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。     主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。     次ンチマーク 該当事項はありません。     決算日 毎年8月15日 (休業日の場合は翌営業日)     毎年8月15日 (休業日の場合は翌営業日)     毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。     に話・対配を合うないことがあります。     に話・財産の保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日     信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行います。
接資態度 合には、上記のような運用ができない場合があります。		ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元
会には、上記のような運用ができない場合があります。	10 V2 4K dt	本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場
主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。  に話報酬 によっては、分配を行わないことがあります。 施資産総額に対し、年0.567%*(税抜年0.525%) *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。  信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日	投貨態度 	合には、上記のような運用ができない場合があります。
ジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。  信託報酬 純資産総額に対し、年0.567%*(税抜年0.525%) *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		<マザーファンドの投資態度>
目指します。 当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ベンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。  信託報酬 純資産総額に対し、年0.567%*(税抜年0.525%) *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		   主な投資対象(海外の上場先物、為替取引など)の組み合わせに拠り、ヘッ
当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ベンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 によっては、分配を行わないことがあります。 に言託報酬 に対し、年0.567%*(税抜年0.525%) *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		   ジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を
会社より投資助言を受けます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ペンチマーク 該当事項はありません。 決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) 毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。 信託報酬 に対し、年0.567%*(税抜年0.525%)*消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		目指します。
ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。		   当ファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式
本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。  主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。  ベンチマーク 該当事項はありません。  決算日 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日)  毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。  信託報酬 純資産総額に対し、年0.567%*(税抜年0.525%) *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日		会社より投資助言を受けます。
		│ │ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元 │
主な投資制限 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。		本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場
※		合には、上記のような運用ができない場合があります。
決算日   毎年8月15日 (休業日の場合は翌営業日)   毎決算時 (原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益 (評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。   純資産総額に対し、年0.567% * (税抜 年0.525%)   *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。   信託財産留保額   該当事項はありません。   設定日   2012年8月8日   原則として2012年8月8日から2022年6月27日	主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
田	ベンチマーク	該当事項はありません。
収益の分配 います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。	決算日	毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配 と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。		毎決算時(原則として毎年8月15日)に分配対象収益の中から、収益分配を行
と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。		います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益
信託報酬純資産総額に対し、年0.567%*(税抜年0.525%) *消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。信託財産留保額該当事項はありません。設定日2012年8月8日信託期間原則として2012年8月8日から2022年6月27日	収益の分配 	と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、信託財産の状況
信託報酬*消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。信託財産留保額該当事項はありません。設定日2012年8月8日信託期間原則として2012年8月8日から2022年6月27日		によっては、分配を行わないことがあります。
*消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。 信託財産留保額 該当事項はありません。 設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日	(A-A-Z-1-1-11)	純資産総額に対し、年0.567% * (税抜 年0.525%)
設定日 2012年8月8日 信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日	1言託報酬 	*消費税率が10%となった場合は、0.5775%となります。
信託期間 原則として2012年8月8日から2022年6月27日	信託財産留保額	該当事項はありません。
	設定日	2012年8月8日
受託会社     三井住友信託銀行株式会社	信託期間	原則として2012年8月8日から2022年6月27日
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「HFRI 総合指数<sup>(R)</sup> (HFRI Weighted Composite Index<sup>(R)</sup>)」(以下「HFR 指数」)は、ヘッジ・ ファンド・リサーチ・インク (HFR)の商標であり、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットファン ド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)」に関する使用を、BNPパリバ・アセットマネジメント株 式会社に許諾されています。この使用許諾以外に、HFR 及びHFR 指数(当該指数は当該投資信託と独 立し、関係なく算出されている)は、当該投資信託と関係はなく、当該投資信託の設定、投資判断や 他の事務や販売に関与しておらず、又は関与する予定はありません。HFR は、当該投資信託を発起、 支持、販売又は推奨していません。

HFR は、当該投資信託あるいは当該投資信託への投資に関する妥当性や、HFR 指数の使用に起因して 当該投資信託が得た結果即ちある特定の日における当該投資信託の運用成績がHFR 指数の運用成績あ るいはHFR 指数の価値に追従するかどうかを含む運用成績について明示的あるいは暗示的な推奨、保 証又は表明をしていません。HFR は当該投資信託や当該投資信託の投資家に対してHFR 指数の過誤に ついて通知する義務を負いません。HFR は、HFR 指数の計算に使用される方法を含むHFR 指数をいつ でも修正、変更し、HFR 指数の計算、公表そして周知を停止する権利を有します。これは、HFR 指数 に基づく有価証券の売買の申込み又は申込みの勧誘ではありません。

HFRは、当該投資信託及び当該投資信託の投資家に対して、HFR 指数の過誤を含むいかなる種類、性質 の損害も賠償する責任を負いません。

HFR 指数に関して、HFR は、全ての明示的あるいは暗示的な保証 (特定の目的に係る商品性又は適合 性、権利及び非侵害性の保証を含むがこれに限らない)を明示的に否認します。

# 24. FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
十冊机次計名	FRM ダイバーシファイド リンク マザーファンド (以下「マザーファンド」と
主要投資対象 	いいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、ゴールドマン・サックス・イン
	ターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円
	建債券(以下「円建債券」といいます)に投資し、FRM Investment
	Management Limitedが実質的に運用する外国投資信託証券「FRM
	Diversified MA Fund Limited」(以下「FRM ダイバーシファイド ファン
	ド」( )といいます。)の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目
投資態度	指します。
	FRM ダイバーシファイド ファンドは、様々なヘッジファンドに分散投資
	することで広範な運用戦略を組み合わせることにより、中長期における収益
	の獲得を目指して運用を行うケイマン諸島籍投資信託証券です。
	円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	をあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第
	1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予
	約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取
	得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の
	10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への直接投資は行いません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資
	信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の
	純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。

	有伽証券届出書(内国投貨信
決算日	年1回:10月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
松皿の刀印	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	<del>す</del> 。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年10月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

#### 25. BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY

運用会社	BlueBay Asset Management LLP
運用の基本方針	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティブ
(年内の至中川町)	取引及び為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。
主要投資対象	わが国を含む世界の投資適格債券を主要投資対象とし、デリバティブ取引及び
	為替予約取引を主要取引対象とします。
	なお、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。
	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティ
	ブ取引及び為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。な
	お、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。
	ポートフォリオの構築は、買建(ロングポジション)だけでなく売建
	(ショートポジション)でも行います。また、債券投資の代替手段としてデ
投資態度	リバティブ取引を活用することがあります。
	債券の組入総額とデリバティブ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の
	純資産総額を超えることがあります。
	組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	投資適格債券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以上としま
   主な投資制限	す。
기에 다 지 아이 그	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財産
	の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年6月30日(休業日の場合は前営業日)
収益の分配	収益の分配は行いません。
	年率0.74%
信託報酬	なお、この報酬率には投資顧問会社の運用報酬の他、管理会社・管理事務代行
	会社・名義書換事務受託会社・保管受託銀行の報酬が含まれています。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2011年5月24日
	・管理会社
	BlueBay Funds Management Company S.A.
	・投資顧問会社
問係注Ⅰ	BlueBay Asset Management LLP
関係法人	・副投資顧問会社
	BlueBay Asset Management USA LLC
	·管理事務代行会社 / 名義書換事務受託会社 / 保管受託銀行
	Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.

# 26. FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	KIM マルチストラテジー リンク マザーファンド (以下「マザーファンド」と
	いいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・インターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円建債券(以下「円建債券」といいます)に投資し、Kairos Investment Management Ltd.が運用する外国投資信託証券「SUMi-KAIROS MULTI-STRATEGY FUND」(以下「スミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファン
投資態度	ド」 といいます。)の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。 スミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファンドは、様々なヘッジファンド等に分散投資することで広範な運用戦略を組み合わせることにより、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うケイマン諸島籍投資信託証券です。 円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への投資は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
   決算日	年1回:10月10日(休業日の場合は翌営業日)
/ <sup>사</sup>	〒1日・10月10日(州未日の物口は立日未日/

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の力能	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年1月20日
信託期間	原則として、2016年1月20日から2025年10月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

#### 27. FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
→ 西切次 <del>以</del> 各	ピクテ マルチストラテジー リンク マザーファンド (以下「マザーファン
主要投資対象 	ド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・インターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円建債券(以下「円建債券」といいます。)に投資し、ピクテグループの運用会社が運用する外国投資信託証券「Pictet TR – Diversified Alpha」(以
投資態度	下「PTRディバーシファイド・アルファ・ファンド」 といいます)の基準 価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。 PTRディバーシファイド・アルファ・ファンドは、世界の株式、債券、為替、等の多様な資産に対して、様々な投資手法を組み合わせることにより、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うルクセンブルク籍投資信託 証券です。
	円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項
	第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権
	に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得し
	たものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
→ +\+1,>欠生  7日	外貨建資産への投資は行いません。
主な投資制限 	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整   ***
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日 	年1回:10月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
以血の力能	まま ただし 公配対免額が小額の担合には公配を行わたいことがたりま
1	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。
信託報酬	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。 純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
信託報酬	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。 純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%) *消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託報酬信託財産留保額	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。 純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。 純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%) *消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。 純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%) *消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。 該当事項はありません。

# 28. FOFs用 MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	MAN AHL ダイバーシファイド リンク マザーファンド(以下「マザーファン
	ド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E3 有価証券届出書(内国投資信託受益記
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてUBS AG ロンドン支店
	が組成を取りまとめた海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円建債券
	(以下「円建債券」といいます。)に投資し、AHL Partners LLPが運用する
	外国投資信託証券「Man AHL Diversified (Cayman) Ltd」(以下「MAN AHL
	ファンド」 といいます。)の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を
	目指します。
投資態度	MAN AHLファンドは、主として世界各国の株式、債券、金利、商品、為替等
	の先物取引等に投資を行い、定量分析モデルを用いて市場動向を予測し、上
	昇局面だけでなく下落局面でも収益の獲得を目指して運用を行うケイマン諸
	島籍投資信託証券です。なお、MAN AHLファンドは、組入外貨建資産について
	対円での為替へッジを行うことがあります。
	円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
	とをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1
	項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予
	約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により
	取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総
	額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの
	投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合
	計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、
	委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となる 
	よう調整を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資   信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の
	信託励云規則に定める言葉的な方法により算正した額が、投資信託財産の   純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日 	年1回:10月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。   分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
ᄱᄽᄼᆔ	を含みます。)等の全額とします。
収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
収益の分配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま す。
収益の分配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま

#### 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

信託報酬	純資産総額に対し、年0.1944%*(税抜 年0.18%)
	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年1月20日
信託期間	原則として、2016年1月20日から2025年10月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

# 29. マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
	わが国を含む世界の株式及び債券を主要投資対象とし、有価証券先物取引、有
	価証券指数先物取引(以下総称して「有価証券先物取引等」ということがあり
   主要投資対象	ます。)、オプション取引、スワップ取引(トータル・リターン・スワップ取
工女汉貝刈豕 	引を含みます。)、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、クレ
	ジットデリバティブ取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)及び為
	替予約取引を主要取引対象とします。
	主としてわが国を含む世界の株式及び債券に投資するとともに、デリバティ
	ブ取引及び為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。な
	お、主要投資対象及び主要取引対象への投資は、投資信託証券を通じて行う
	ことがあります。 ポートフォリオの構築は、複数の運用戦略を組み合わせることで行い、信用
	ボートフォリオの倫楽は、後数の連用戦略を組み合わせることで打い、信用 取引による株式の売付や債券の空売りを用いる運用戦略を含みます。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジを行うことがあります。
	信用取引による株式の売付の建玉の実質時価総額は、投資信託財産の純資産
	総額の範囲内とします。
	債券(転換社債券、他社株転換可能債券、新株引受権付社債券及び新株予約
	権付社債券を除きます。)の空売りに係る債券の実質時価総額は、投資信託
	財産の純資産総額の範囲内とします。
	有価証券先物取引等は、以下の範囲で行うことを基本とします。
	株価指数先物取引に係る実質投資額(買建玉の実質時価総額と売建玉の実質
投資態度	時価総額の差額の絶対値をいいます。以下同じ。)は、原則として投資信託
	財産の純資産総額の200%以下とし、当該範囲を超えた場合には速やかに調
	整するものとします。
	債券先物取引に係る実質投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額の
	500%以下とし、当該範囲を超えた場合には速やかに調整するものとしま
	す。 為替予約取引は、以下の範囲で行うことを基本とします。
	為替予約取引の買い予約の実質合計額と売り予約の実質合計額のいずれか大
	きい方の額は原則として投資信託財産の純資産総額の200%以下とし、当該
	範囲を超えた場合には速やかに調整するものとします。
	また、為替予約取引の買い予約の実質合計額と売り予約の実質合計額との差
	額の絶対値の額は原則として投資信託財産の純資産総額の100%以下とし、
	当該範囲を超えた場合には速やかに調整するものとします。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の 資産総額の10%以下とします。
投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条 / 3第1項第7号及び第8の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、投資託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一のに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバテブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則してそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい該比率以内となるよう調整を行うこととします。デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオブションを表示する証券もしくは証書に係る取引及選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額をえることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク 該当事項はありません。
決算日 年1回:2月7日(休業日の場合は翌営業日)
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価を含みます。)等の全額とします。 りを含みます。)等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定ます。ただし、分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元部分と同一の運用を行います。
信託報酬   純資産総額に対し、年 0.8640% * (税抜 年0.80%)
* 消費税率が10%となった場合は、0.88%となります。
* 消費税率が10%となった場合は、0.88%となります。信託財産留保額該当事項はありません。
*消費税率が10%となった場合は、0.88%となります。         信託財産留保額       該当事項はありません。

#### 30. Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral-Class A

運用会社	Numeric Investors LLC
 運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として世界の株式や株式関連の派生商品等に投資します。
投資態度	主として世界の株式や株式関連の派生商品等に投資します。 企業の財務情報、市場価格、その他のデータを収集し、モニタリングするシ ステム運用手法を用いてロング・ショート(買い建ておよび売り建て)ポジ ションを構築します。
主な投資制限	投資信託財産の純資産総額を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年12月末日(ファンド休業日の場合は前営業日)
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	年率1.5%
信託財産留保額	該当事項はありません。
その他の費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、資産の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入枠(コミットメントライン)に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信託証券の設立・運営・運用等に要する諸費用等が投資信託財産から支弁されることがあります。
設定日	2017年3月10日
関係法人	<ul> <li>・投資顧問会社 Numeric Investors LLC ・管理事務代行会社 / 名義書換事務受託会社 State Street (Cayman) Trust, Limited ・保管受託銀行 State Street Bank and Trust Company </li> </ul>

# 31. FOFs用米国株式LSファンドS (適格機関投資家専用)

	10 (超電域例)又具外寺市 /
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
十两机次针色	米国株式LSマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益
主要投資対象 	証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてUBS AG ロンドン支店が
	組成を取りまとめた海外籍特別目的会社(SPC)の発行する米ドル建債券
	(以下「米ドル建債券」といいます。)に投資し、米国の金融商品取引所等
	に上場している株式等の買建(ロングポジション)と売建(ショートポジ
	ション)を組み合わせたマーケット・ニュートラル戦略による運用 1 2を
	行います。
	1 米ドル建債券への投資額のうち、マーケット・ニュートラル戦略による
	運用に用いられない余剰資金は、原則として米ドル建MMFもしくはそ
投資態度	れに類するもの又は米ドル建公社債、コマーシャル・ペーパー等の短期
	有価証券もしくは短期金融商品等により運用されます。
	2 マーケット・ニュートラル戦略による運用は、Two Sigmaグループの運
	用会社が計量モデルを活用することで運用します。
	米ドル建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替
	変動リスクの低減を目指します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資   信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	   資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
主な投資制限 	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2 条第20 項に規定するものをい
	   い、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引
	   及び選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会
	規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額
	を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
	年1回:7月10日(休業日の場合は、翌営業日)

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
/⇒ ≒1 ±17 ≖W	純資産総額に対し、年率0.1944% * (税抜0.18%)
信託報酬	*消費税率が10%となった場合は、0.198%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月10日
信託期間	原則として、2017年10月10日から2025年7月10日まで
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

# 32. ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)()

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本と
度用の基本方面	します。
	日本成長株投資マザーファンド受益証券および野村日本株最小分散ポート
	フォリオ マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、東証株価指数
	(TOPIX)( )を対象とした株価指数先物取引(以下、「株価指数先物取
十西机资社会	引」といいます。)を主要取引対象とします。
主要投資対象 	<日本成長株投資マザーファンドの投資対象>
	わが国の株式を主要投資対象とします。
	<野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンドの投資対象>
	わが国の株式を主要投資対象とします。

各マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないます。各マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境や各マザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。

各マザーファンド受益証券の合計組入比率は、原則として信託財産の純資産 総額の70%~90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先 物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲 とならない場合があります。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 日本成長株投資マザーファンドの投資態度 >

わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップア プローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本 成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及び その継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価(株価の割高・割安の度合い)等を勘案して組入比率を決定します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<野村日本株最小分散ポートフォリオマザーファンドの投資態度>

株式への投資にあたっては、財務リスク・流動性等を考慮し、投資候補銘柄を選定した上で定量モデルにより最適化を行ない、ポートフォリオのボラティリティを最小化することを目指します。

ポートフォリオの最適化にあたっては、業種配分、投資銘柄数、個別銘柄への投資比率、取引コスト等を勘案します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

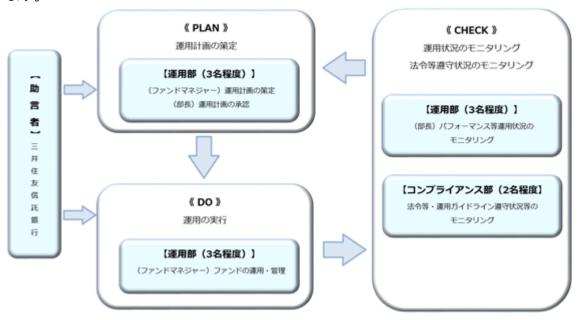
投資態度

	有価証券届出書(内国投資信
	有価証券届出書(内国投資信 株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純
主な投資制限	資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同
	規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:12月20日(休業日の場合は、翌営業日)
収益の分配	期中無分配とします
信託報酬	純資産総額に対し、年0.4968% * (税抜年0.46%)の率を乗じた金額とします。 *消費税率が10%となった場合は、0.506%となります。
信託財産留保額	解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
設定日	2019年4月10日
信託期間	無期限
受託会社	野村信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数 で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株 価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関す る全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる 損害に対しても、責任を有しません。

### (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合など を行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会 社より受け取っております。

### (4)【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### (5)【投資制限】

<約款に定める投資制限>

- イ.投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 口.株式への投資 株式への直接投資は行いません。

八.外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- 二.デリバティブの利用デリバティブの直接利用は行いません。
- ホ.公社債の借入れの指図、目的及び範囲
- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- (ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- へ.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ト. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

### チ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

### リ.信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### < その他の投資制限 >

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

### (1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

### 当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

### 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済 情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

債券、バンクローン等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券、バンクローン等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券、バンクローン等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

## リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

### MLPの価格変動リスク

MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、MLPの価格は、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の要因により変動し、基準価額の変動要因となります。

商品(コモディティ)の価格変動リスク

商品の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、 天候、作況、生産国(産出国)の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を大きく受けます。商品価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

### 金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

### 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して 円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨 建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッ ジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジ を行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の 金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコスト がかかる場合があることにご留意ください。

### 信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。

### 米国地方債に関する信用リスク

米国地方債は、元利償還財源の相違によって「レベニュー債」と「一般財源保証債」に大別されます。

### <レベニュー債>

レベニュー債は、特定事業(例としては、空港、上下水道、公立病院、公立学校の整備・運営等)から生じる収入等を元利償還財源として発行されます。このため、発行体である地方公共団体や公的機関等が、レベニュー債の裏付けとしてあらかじめ定められた特定事業以外の事業等から生じた資金を保有していたとしても、その資金がレベニュー債の元利償還に充当されることはありません。したがって、発行体である地方公共団体や公的機関等の財政状況にかかわらず、レベニュー債の裏付けとなる特定事業が不振となり、当該レベニュー債に係る元利払いができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、レベニュー債の価格が下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

### <一般財源保証債>

一般財源保証債は、起債する地方公共団体の課税権を含む全信用力を担保として発行され、発行体が元利償還の全責任を負います。したがって、発行体である地方公共団体が財政難、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、一般財源保証債の価格が下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を 行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンドの基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、 市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

仕組み債券に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、特定の対象(指数やファンド等)の値動きに概ね連動する投資成果 を目指す仕組み債券を活用する場合がありますが、投資対象ファンドが、特定の対象と連動することを保証するものではありません。

また、仕組み債券の価格は取引に関わる関係法人の財務状況等及びそれらに関する外部評価等、市場や経済環境の悪化や混乱、また概ね連動を目指すファンドの流動性の制約等により変動し、あるいは債券取引が一部不可能となる等、概ね連動を目指す対象と大きく乖離することがあります。

加えて、通常、仕組み債券の取引に関わるブローカーは限定的であり(1社の場合もあります)、 取引にあたっては高いコストがかかる場合があります。

なお、仕組み債券の発行体は少数であることが多いため、信用リスクが顕在化した場合には、投資対象ファンドは多数の発行体に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被る可能性があります。また、発行体の財務状況や信用力の他、市場や経済環境の変動等により、仕組み債券が発行されない場合には、投資対象ファンドが償還となる可能性があります。

ブローカーの信用リスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部又は相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があり、ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

### < その他の留意点 >

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり が小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### (2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

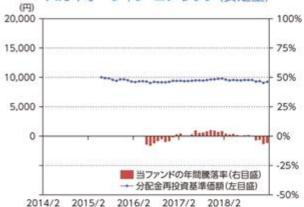
運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果 等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

# 〔参考情報〕

### アンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

### スカイオーシャン・コアラップ(安定型)

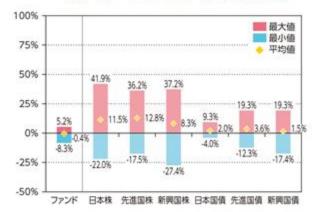


# スカイオーシャン・コアラップ(成長型)



- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にも とづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準 価額とは異なる場合があります。

# ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 スカイオーシャン・コアラップ(安定型)



### スカイオーシャン・コアラップ(成長型)



- \*グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるよ うに作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは 限りません。
- \*\*2014年2月~2019年1月の5年間(ファンドは2016年5月~2019年 1月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し たものです
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にも とづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 各資産クラスの指数

本 株···東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインテックス(配当込み、円ベース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インテックス(配当込み、円ベース)

日本国債···NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・・JPモルガン・ガパメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

# 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網確性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPIに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村置券株式会社に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、

J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

### 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.24% \* (税抜 3.0%)( 1)の率を上限として、 販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等 の対価として、販売会社に支払われます。

- \*消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。
  - 1:「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます(以下同じ。)。
- 「分配金再投資コース」(2)において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
- 2: 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

### (照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### (2)【換金(解約)手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額( )の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.3608%\*(税抜 1.26%)を乗じて得た額とします(信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託 報酬率)。

\*消費税率が10%となった場合は、1.386%となります。

### その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

<b>またみ</b> 対	年率 0.79%(税抜)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資
委託会社   	十 <del>年</del> 0.79%(杭放)	料作成等の対価
販売会社	年率 0.42%(税抜)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での
		ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 <b>夕</b> 0.050/ / <b>拍</b> 性 )	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の
文武云仙	年率 0.05%(税抜)	対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

## (参考) 各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬(投資信託財産の純資産総額に対する年率)は下記の通りです。 当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産 の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

_ なお、合投質対象ファントとも、甲込手数料、解約手数料はありません。 				
ファンド名		信託報酬 *		
FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
FOFs用日本株配当ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
FOFs用国内株式エンハンスト運用戦略ファンド(適格機関 投資家専用)	年率	0.3672%(税抜	0.34%)	
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)	年率	0.5076% (税抜	0.47%)	
FOFs用日本物価連動国債ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
Global Multi Strategy - U.S. Municipal Bond Fund JPY-H Dividend Retail Class	年率	0.44%		
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	
Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	年率	0.80%		
FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜	0.18%)	

ァース・ス・ス・ス・スティック (1) 有価証券<u>届出書(内国投資</u>信託受益証券)

		有価証券届出書(内国技
FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあ	午玄	0.1944%(税抜 0.18%
り)(適格機関投資家専用)	++-	0.194470 (1)LJX 0.1070
大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド ( 適格機関投	年率	0.7452%以内
資家専用)		(税抜 0.69%以内
LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格機関投資	年來	0.324%(税抜 0.3%)
家専用)	十 <del>年</del> 	0.324% (机放 0.3%)
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専	年並	0.1944%(税抜 0.18%
用)	十年	0.1944 90 ( 作成1及 0.10 90
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS ( 適格機関	年家	0 104406 (
投資家専用)	十华	0.1944%(税抜 0.18%
FOFs用MLP インデックスファンド (適格機関投資家専用)	年率	0.1512%(税抜 0.14%
HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス	年率	0.65%
FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファン	左坡	0.40440/ ( <del>12</del> 1+ 0.400/
ドS (適格機関投資家専用)	午 <del>华</del> 	0.1944%(税抜 0.18%
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資	/T <del>3//</del>	0.44040/ ( 144+ 0.400/
家専用)	<b>牛</b> 率 	0.1404%(税抜 0.13%
TCA ファンド(適格機関投資家専用)	年率	0.864% (税抜 0.8%)
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替	左步	0 F670/ ( ### 0 F9F0/
ヘッジあり(適格機関投資家専用)	<del>午学</del> 	0.567%(税抜 0.525%
FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS (適		0 10440/ ( <del>I</del> II + 0 100/
格機関投資家専用)	午 <del>学</del> 	0.1944%(税抜 0.18%
BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund -	/T 3/4	0.740/
クラスS-JPY	平平 	0.74%
FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機	<b>/</b>	0 10110/ (TXIII 0 100/
関投資家専用 )	牛率 	0.1944%(税抜 0.18%
FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適		
格機関投資家専用)	年率 	0.1944%(税抜 0.18%
FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS (適		
格機関投資家専用)	年率 	0.1944%(税抜 0.18%
マルチ・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家専用)	年率	0.8640%(税抜 0.80%
Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral-Class A	年率	1.5%
 F0Fs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.1944%(税抜 0.18%
ノムラFOFs 用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機	<u> </u>	<u> </u>
関投資家専用)	年率	0.4968% (税抜 0.46%
100000000000000000000000000000000000000	1	

\* 消費税率が10%となった場合、信託報酬(投資信託財産の純資産総額に対する年率)は以下となります。

ファンド名		信託報酬	
FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用日本株配当ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用国内株式エンハンスト運用戦略ファンド(適格機関 投資家専用)	年率	0.374%(税抜	0.34%)
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)	年率	0.517%(税抜	0.47%)
FOFs用日本物価連動国債ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
Global Multi Strategy - U.S. Municipal Bond Fund JPY-H Dividend Retail Class	年率	0.44%	
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	年率	0.80%	
FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド ( 適格機関投資家専用 )	年率	0.759%以内 (税抜 0.	69%以内)
LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド (適格機関投資家専用)	年率	0.33%(税抜	0.3%)
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関 投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用MLP インデックスファンド (適格機関投資家専用)	年率	0.154%(税抜	0.14%)
HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス	年率	0.65%	
FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	年率	0.143%(税抜	0.13%)

		有恤証券届	<b>虽出書(内国投資</b>
TCA ファンド(適格機関投資家専用)	年率	0.88%(税抜	0.8%)
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替	年率	0.5775%(税抜	0.525%)
ヘッジあり(適格機関投資家専用)		(1)	
FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS(適	<b>年</b> 変	0.198%(税抜	0 18%
格機関投資家専用 )	++	0.19070 (17L1)X	0.1070)
BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund -	<b>年</b> 変	0.74%	
クラスS-JPY	+*	0.7470	
FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機	年家	0.198%(税抜	0 1906 )
関投資家専用)	十平	0.19070 (利元1人	0.1070)
FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適	年家	0.198%(税抜	0 1906)
格機関投資家専用 )	++	0.19070 (17L1)X	0.1070)
FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS(適	年家	0.198%(税抜	0 100%
格機関投資家専用)	<del>+ *</del>	0.19070 (利元)及	0.1070 )
マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用)	年率	0.88%(税抜	0.80%)
Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral-Class A	年率	1.5%	
FOFs用米国株式LSファンドS (適格機関投資家専用)	年率	0.198%(税抜	0.18%)
ノムラFOFs 用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機	年來	0 50606 ( <del>I</del> Ött	0.4606.)
関投資家専用)	十平	0.506%(税抜	0.40%)

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。なお、投資対象ファンドにより別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

実質的な信託報酬率:年率1.55333%~1.86727%程度(税込)\*1

(投資対象とする投資信託証券:年率0.19253%~0.50647%程度(税込))\*2

- \*1 消費税率が10%となった場合は、年率1.582%~1.898%程度(税込)となります。
- \*2 消費税率が10%となった場合は、年率0.196%~0.512%程度(税込)となります。

### (4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します (投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料( )、組入資産の保管に要する 費用( )等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します(投資対象ファン ドにおいて負担する場合を含みます。)。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用()は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用()は、受益者の負担とし、日々投資信託財産で負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料:売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用:保管機関に支払う手数料

ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用:仕組み債券の発行・管理 にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の連動対象となるファンド及びファンドが組み入れ るヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬(成功報酬を含みます。)等

財務諸表の監査に要する費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

### (ご参考)

《 仕組み債券の費用にかかる記載 》

投資対象ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用等は以下の通りです。 なお、これらの費用等はすべて、今後、変更となる場合があります。

FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS (適格機関投資家専用)

- ・概ね債券の評価額に対して年率0.25%が発行・管理手数料等としてかかります。
- ・債券の連動対象となるFRM ダイバーシファイド ファンドにおいては、運用報酬 (FRM ダイバーシファイド ファンドの純資産総額に対して年率0.5%)、その他管理費用、監査費用等がかかります。
- ・FRM ダイバーシファイド ファンドが組み入れるヘッジファンドは、一般的に固定報酬(各ヘッジファンドの純資産総額に対して年率0.5%~2.0%程度)、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかります。

### FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)

- ・債券の評価額に対して年率0.25%程度が発行・管理手数料等としてかかります。
- ・債券の連動対象となるスミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファンドにおいては、運用報酬(スミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファンドの純資産総額に対して年率0.725%)、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかかります。
- ・スミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファンドが組み入れるヘッジファンド等は、一般的に固定報酬(各ヘッジファンド等の純資産総額に対して年率1.0%~2.0%程度)、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかかります。

# FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)

- ・債券の評価額に対して年率0.25%程度が発行・管理手数料等としてかかります。
- ・債券の連動対象となるPTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドにおいては、運用報酬(PTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドの純資産総額に対して年率1.0%)、成功報酬、その他管 理費用、監査費用等がかかります。

## FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS (適格機関投資家専用)

- ・債券の評価額に対して年率0.24%程度が発行・管理手数料等としてかかります。
- ・債券の連動対象となるMAN AHLファンドにおいては、固定報酬(運用報酬として1.35%(MAN AHLファンドの純資産総額に対する年率。以下同じ。)、加えてサービスマネジャー費用として0.25%、ブローカレッジ費用として1.0%)、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかかります。

### FOFs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専用)

- ・債券の評価額に対して年率0.38%が発行・管理手数料等としてかかります。加えて保管費用として年率0.02%、その他管理費用等がかかります。
- ・マーケット・ニュートラル戦略による運用額に対する運用報酬として年率2.00%、純資産価値算出費用として年率0.03%、有価証券の売買費用、借株費用、その他管理費用等がかかります。
- ・米ドル建MMFもしくはそれに類するものに投資した場合、信託報酬等の費用が発生することがありますが、投資対象により報酬率が異なる等の理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

# イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源 泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税(配当控 除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

	税率	(内 訳)
2037年12月31日まで	20.315% (	所得税15.315%、住民税5%)
2038年1月1日以降	20%(所得税15%、住民税5%)	

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

### 口、一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その税率は、上記イ.の表の通りです。

### 八.損益通算について

- 一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び 譲渡所得等の所得間並びに上場株式等(公募株式投資信託を含みます。)の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)及び譲渡所得等との損益通算が可能です。
- 二.少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税	率	(所得税のみ)
2037年12月31日まで			15.315%
2038年1月1日以降			15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

#### 個別元本について

- イ.追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申 込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たり ます。
- ロ.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ハ.ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二.受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の「 普通分配金と元本払戻金(特別分配 金)について」をご参照ください。)

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、2019年1月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

以下は、2019年1月31日現在の状況について記載してあります。

# 【スカイオーシャン・コアラップ(安定型)】

# (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,232,914,398	81.58
	ルクセンブルク	182,798,022	1.62
	ケイマン	1,182,525,896	10.45
	小計	10,598,238,316	93.65
投資証券	ルクセンブルク	522,086,880	4.61
	ケイマン	98,071,473	0.87
	小計	620,158,353	5.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		98,629,648	0.87
合計(純資産総額)		11,317,026,317	100.00

<sup>(</sup>注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
1	証券	FOFs用世界ハイインカム入替戦略 ファンドS(為替ヘッジあり)(適 格機関投資家専用)	1,140,226,024	1.0503	1,197,692,275	1.0534	1,201,114,093	10.61
1		FOFs用外国株式インデックス・ファ ンドS ( 適格機関投資家専用 )	925,659,853	1.1472	1,061,991,214	1.0827	1,002,211,922	8.86
1		ヘッジファンド・リターン・ター ゲットファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	942,466,179	1.079	1,016,972,842	1.0424	982,426,744	8.68
1	投資信託受益 証券	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	605,799,928	1.0681	647,054,903	1.1302	684,675,078	6.05
1	投資信託受益 証券	HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス	538,678.3992	1,122.14	604,472,578	1,111.08	598,515,980	5.29
	証券	Global Multi Strategy – U.S. Municipal Bond Fund JPY-H Dividend Retail Class	64,511.4804	9,261.31	597,460,818	9,052.8	584,009,916	5.16
ルクセン ブルク		BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - ク ラスS-JPY	53,531.066	10,056.03	538,310,005	9,752.97	522,086,880	4.61
1		FOFs用外国債券インデックス・ファンドS ( 適格機関投資家専用 )	495,749,879	0.9577	474,779,659	0.948	469,970,885	4.15
	投資信託受益 証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替 ヘッジあり(適格機関投資家専用)	470,850,427	0.9566	450,431,685	0.9822	462,469,289	4.09
1		FOFs用国内株式エンハンスト運用戦 略ファンド(適格機関投資家専用)	351,756,360	1.2511	440,082,451	1.1725	412,434,332	3.64
		FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS (適格機関投資家専用)	395,723,692	1.0786	426,829,948	0.9927	392,834,909	3.47
1	証券	FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適格機関投資家 専用)	363,549,436	1.0434	379,343,114	0.9891	359,586,747	3.18

<sup>(</sup>注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

						有価証差	券届出書(内国	投資信
日本	投資信託受益 証券	FOFs用KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	357,324,098	1.0796	385,788,178	1.0039	358,717,661	3.17
日本	投資信託受益 証券	FOFs用 FRM ダイバーシファイド・ リンク・ファンドS (適格機関投資 家専用)	401,151,156	0.9582	384,390,659	0.8931	358,268,097	3.17
日本	投資信託受益 証券	FOFs用グローバルREITインデック ス・ファンドS ( 適格機関投資家専 用 )	307,545,117	1.037	318,952,771	1.0553	324,552,361	2.87
日本	投資信託受益 証券	FOFs用世界物価連動債ファンドS (為替ヘッジあり)(適格機関投資 家専用)	305,481,301	1.0039	306,691,923	0.9858	301,143,466	2.66
日本	投資信託受益 証券	F0Fs用日本物価連動国債ファンドS (適格機関投資家専用)	305,935,378	0.9762	298,684,403	0.9652	295,288,826	2.61
日本	投資信託受益 証券	FOFs用米国株式LSファンドS (適格 機関投資家専用)	254,939,876	0.9776	249,229,477	1.0239	261,032,939	2.31
日本	投資信託受益 証券	F0Fs用国内株式インデックス・ファンドS ( 適格機関投資家専用 )	283,998,538	0.996	282,871,347	0.9127	259,205,465	2.29
日本	投資信託受益 証券	FOFs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS(適格 機関投資家専用)	317,636,618	0.7414	235,523,672	0.6979	221,678,595	1.96
ルクセン ブルク	投資信託受益 証券	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	19,956.116	9,334.61	186,282,559	9,160	182,798,022	1.62
日本	投資信託受益 証券	FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS (適格機関投資家 専用)	202,761,195	0.8415	170,638,453	0.8052	163,263,314	1.44
日本	投資信託受益 証券	マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用)	173,907,230	0.9838	171,089,932	0.9383	163,177,153	1.44
日本	投資信託受益 証券	FOFs用日本株配当ファンドS (適格 機関投資家専用)	136,580,405	1.092	149,156,318	1.0001	136,594,063	1.21
日本	投資信託受益 証券	国内株式アクティブバリューファン ド(適格機関投資家専用)	156,811,717	0.9367	146,886,162	0.8421	132,051,146	1.17
日本	投資信託受益 証券	大和住銀 / ウエリントン・ワール ド・ボンド(適格機関投資家専用)	108,399,349	0.9435	102,274,785	0.9553	103,553,898	0.92
ケイマン	投資証券	Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral-Class A	10,755	9,126.53	98,155,830	9,118.68	98,071,473	0.87
日本	投資信託受益 証券	FOFs用MLP インデックスファンド (適格機関投資家専用)	124,374,898	0.6333	78,766,622	0.6056	75,321,438	0.67
日本	投資信託受益 証券	LM・ウエスタン・グローバル債券 ファンド(適格機関投資家専用)	69,480,334	0.9998	69,473,316	1.0032	69,702,671	0.62
日本	投資信託受益 証券	FOFs用新興国債券インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	43,729,580	0.942	41,193,264	0.9522	41,639,306	0.37
	•							

<sup>(</sup>注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

# 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	93.65
投資証券	5.48
合計	99.13

<sup>(</sup>注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

<sup>(</sup>注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 7月11日)	9,207,814,058	9,207,814,058	9,066	9,066
第2期計算期間末	(2017年 7月10日)	13,166,735,710	13,166,735,710	9,427	9,427
第3期計算期間末	(2018年 7月10日)	12,998,912,950	12,998,912,950	9,531	9,531
	2018年 1月末日	13,540,547,686		9,814	
	2月末日	13,262,179,898		9,607	
	3月末日	13,070,973,705		9,480	
	4月末日	12,945,698,462		9,554	
	5月末日	12,855,270,607		9,505	
	6月末日	12,827,590,748		9,485	
	7月末日	12,803,849,068		9,551	
	8月末日	12,445,241,507		9,544	
	9月末日	12,303,660,802		9,559	
	10月末日	11,775,945,500		9,285	
	11月末日	11,730,062,006		9,358	
	12月末日	11,225,487,523		9,075	
	2019年 1月末日	11,317,026,317		9,245	

# 【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2015年 5月26日~2016年 7月11日	0
第2期計算期間	2016年 7月12日~2017年 7月10日	0
第3期計算期間	2017年 7月11日~2018年 7月10日	0

## 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2015年 5月26日~2016年 7月11日	9.3
第2期計算期間	2016年 7月12日~2017年 7月10日	4.0
第3期計算期間	2017年 7月11日~2018年 7月10日	1.1
第4期中間計算期間	2018年 7月11日~2019年 1月10日	4.2

<sup>(</sup>注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

# (4)【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2015年 5月26日~2016年 7月11日	12,074,094,086	1,917,141,104	10,156,952,982
第2期計算期間	2016年 7月12日~2017年 7月10日	7,392,135,251	3,581,831,422	13,967,256,811
第3期計算期間	2017年 7月11日~2018年 7月10日	4,125,601,422	4,453,840,514	13,639,017,719
第4期中間計算期間	2018年 7月11日~2019年 1月10日	336,114,510	1,606,991,779	12,368,140,450

<sup>(</sup>注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<sup>(</sup>注2)小数第2位を四捨五入しております。

<sup>(</sup>注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

# 【スカイオーシャン・コアラップ(成長型)】

# (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	日本	10,970,346,247	87.87
	ルクセンブルク	307,870,009	2.47
	ケイマン	601,653,487	4.82
	小計	11,879,869,743	95.16
投資証券	ルクセンブルク	423,499,363	3.39
	ケイマン	79,916,168	0.64
	小計	503,415,531	4.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100,810,814	0.81
合計(純資産総額)		12,484,096,088	100.00

<sup>(</sup>注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

								北次
国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	F0Fs用外国株式インデックス・ファ ンドS ( 適格機関投資家専用 )	1,583,591,574	1.1453	1,813,799,864	1.0827	1,714,554,597	13.73
日本	投資信託受益 証券	FOFs用外国債券インデックス・ファ ンドS ( 適格機関投資家専用 )	1,212,736,863	0.9571	1,160,815,959	0.948	1,149,674,546	9.21
日本	投資信託受益 証券	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	779,083,499	1.0683	832,326,844	1.1302	880,520,170	7.05
日本	投資信託受益 証券	ヘッジファンド・リターン・ター ゲットファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	758,700,494	1.0793	818,888,962	1.0424	790,869,394	6.34
日本	投資信託受益 証券	FOFs用JPX日経インデックス400ファ ンドS ( 適格機関投資家専用 )	685,741,604	1.0724	735,428,551	0.9927	680,735,690	5.45
日本		F0Fs用国内株式エンハンスト運用戦 略ファンド(適格機関投資家専用)	573,870,389	1.2634	725,080,071	1.1725	672,863,031	5.39
日本	証券	FOFs用世界ハイインカム入替戦略 ファンドS(為替ヘッジあり)(適 格機関投資家専用)	580,332,064	1.0506	609,750,256	1.0534	611,321,796	4.90
日本	投資信託受益 証券	FOFs用グローバルREITインデック ス・ファンドS ( 適格機関投資家専 用 )	524,373,186	1.0398	545,282,042	1.0553	553,371,023	4.43
日本	投資信託受益 証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替 ヘッジあり(適格機関投資家専用)	519,198,454	0.9556	496,173,560	0.9822	509,956,721	4.08
日本	投資信託受益 証券	FOFs用国内株式インデックス・ファンドS ( 適格機関投資家専用 )	497,094,201	0.9916	492,956,901	0.9127	453,697,877	3.63
ルクセン ブルク	投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - ク ラスS-JPY	43,422.605	10,058.31	436,758,022	9,752.97	423,499,363	3.39
ルクセン ブルク		Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	33,610.263	9,374.62	315,083,443	9,160	307,870,009	2.47
ケイマン	投資信託受益 証券	HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス	274,379.9558	1,122.01	307,857,054	1,111.08	304,858,684	2.44
ケイマン	証券	Global Multi Strategy – U.S. Municipal Bond Fund JPY–H Dividend Retail Class	32,784.8408	9,255.28	303,432,881	9,052.8	296,794,803	2.38

<sup>(</sup>注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# 有価証券届出書(内国投資<u>信</u>託受益証券)

						有個趾?	<u> </u>	投資信
日本	投資信託受益 証券	FOFs用KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	291,871,255	1.0804	315,337,703	1.0039	293,009,552	2.35
日本	投資信託受益 証券	FOFs用 FRM ダイバーシファイド・ リンク・ファンドS (適格機関投資 家専用)	324,742,389	0.9596	311,622,796	0.8931	290,027,427	2.32
日本	投資信託受益 証券	FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適格機関投資家 専用)	292,419,446	1.0441	305,326,255	0.9891	289,232,074	2.32
日本	投資信託受益 証券	大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド (適格機関投資家専用)	260,845,738	0.9436	246,151,563	0.9553	249,185,933	2.00
日本	投資信託受益 証券	FOFs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS(適格 機関投資家専用)	346,531,431	0.743	257,478,744	0.6979	241,844,285	1.94
日本	投資信託受益 証券	F0Fs用日本株配当ファンドS (適格 機関投資家専用)	216,583,096	1.0908	236,265,734	1.0001	216,604,754	1.74
日本	投資信託受益 証券	国内株式アクティブバリューファン ド(適格機関投資家専用)	257,176,607	0.936	240,728,619	0.8421	216,568,420	1.73
日本	投資信託受益 証券	FOFs用米国株式LSファンドS (適格 機関投資家専用)	199,800,458	0.9744	194,690,561	1.0239	204,575,688	1.64
日本	投資信託受益 証券	LM・ウエスタン・グローバル債券 ファンド(適格機関投資家専用)	166,416,238	0.9997	166,374,811	1.0032	166,948,769	1.34
日本	投資信託受益 証券	FOFs用世界物価連動債ファンドS (為替ヘッジあり)(適格機関投資 家専用)	156,027,046	1.0026	156,435,702	0.9858	153,811,461	1.23
日本	投資信託受益 証券	F0Fs用日本物価連動国債ファンドS (適格機関投資家専用)	155,936,863	0.9759	152,186,113	0.9652	150,510,260	1.21
日本	投資信託受益 証券	マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用)	140,150,000	0.9838	137,879,570	0.9383	131,502,745	1.05
日本	投資信託受益 証券	FOFs用MLP インデックスファンド (適格機関投資家専用)	212,821,620	0.6333	134,779,931	0.6056	128,884,773	1.03
日本	投資信託受益 証券	FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS (適格機関投資家 専用)	149,077,500	0.8458	126,089,749	0.8052	120,037,203	0.96
日本	投資信託受益 証券	FOFs用新興国債券インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	105,059,923	0.942	98,966,867	0.9522	100,038,058	0.80
ケイマン	投資証券	Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral-Class A	8,764	9,126.53	79,984,908	9,118.68	79,916,168	0.64

<sup>(</sup>注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

# 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.16
投資証券	4.03
合計	99.19

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

<sup>(</sup>注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 7月11日)	12,372,146,238	12,372,146,238	8,554	8,554
第2期計算期間末	(2017年 7月10日)	15,111,783,740	15,111,783,740	9,341	9,341
第3期計算期間末	(2018年 7月10日)	13,683,638,578	13,683,638,578	9,528	9,528
	2018年 1月末日	14,336,174,586		9,850	
	2月末日	13,858,315,309		9,574	
	3月末日	13,536,434,405		9,393	
	4月末日	13,684,311,511		9,537	
	5月末日	13,409,366,555		9,455	
	6月末日	13,626,901,993		9,459	
	7月末日	13,559,406,091		9,585	
	8月末日	13,433,804,130		9,594	
	9月末日	13,382,107,430		9,653	
	10月末日	12,807,273,592		9,267	
	11月末日	12,926,897,337		9,398	
	12月末日	12,264,811,540		8,987	
	2019年 1月末日	12,484,096,088		9,214	_

# 【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2015年 5月26日~2016年 7月11日	0
第2期計算期間	2016年 7月12日~2017年 7月10日	0
第3期計算期間	2017年 7月11日~2018年 7月10日	0

## 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2015年 5月26日~2016年 7月11日	14.5
第2期計算期間	2016年 7月12日~2017年 7月10日	9.2
第3期計算期間	2017年 7月11日~2018年 7月10日	2.0
第4期中間計算期間	2018年 7月11日~2019年 1月10日	4.9

<sup>(</sup>注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

# (4)【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2015年 5月26日~2016年 7月11日	17,530,701,453	3,066,853,252	14,463,848,201
第2期計算期間	2016年 7月12日~2017年 7月10日	6,685,628,350	4,970,968,016	16,178,508,535
第3期計算期間	2017年 7月11日~2018年 7月10日	3,922,459,779	5,738,813,405	14,362,154,909
第4期中間計算期間	2018年 7月11日~2019年 1月10日	877,240,935	1,580,771,375	13,658,624,469

<sup>(</sup>注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<sup>(</sup>注2)小数第2位を四捨五入しております。

<sup>(</sup>注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

## (参考情報)交付目論見書に記載するファンドの運用実績

# 運用実績

股 定 日:2015年5月26日 作成基準日:2019年1月31日

## スカイオーシャン・コアラップ(安定型)



※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年7月	2017年7月	2018年7月	-	1/2
分配金	0円	0円	0円	=	-

歩運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

投資比率
10.6%
8.9%
8.7%
6.0%
5.3%
5.2%
4.6%
4.2%
4.1%
3.6%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。



※2015年は設定日から年末までの収益率です。2019年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

股 定 日:2015年5月26日 作成基準日:2019年 1 月31日

### スカイオーシャン・コアラップ(成長型)



※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年7月	2017年7月	2018年7月	=	114
分配金	0円	0円	0円	=	

歩運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

	りまれ

投資信託証券	投資比率
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	13.7%
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	9.2%
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	7.1%
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	6.3%
FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機関投資家専用)	5.5%
FOFs用国内株式エンハンスト運用戦略ファンド(適格機関投資家専用)	5.4%
FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	4.9%
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	4.4%
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	4.1%
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	3.6%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。



※2015年は設定日から年末までの収益率です。2019年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

### <申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

### < 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」( )の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する 契約を締結していただきます。

### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

### <申込単位>

販売会社が定める単位とします(「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込価額>

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(注)分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、 各計算期間終了日の基準価額とします。

## <申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

# < 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

## <受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

### < 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、 及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

### < その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### <スイッチング>

スカイオーシャン・コアラップを構成する各ファンドの間において、スイッチング( )の取扱いを行う場合があります。 < 受付不可日 > に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。 販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

### (照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル:045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

# 2【換金(解約)手続等】

### <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

### <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

### <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額(以下「解約価額」といいます。)とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.soam.co.jp/)でご覧いただけます。

### < 一部解約代金の支払い >

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

### <受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

### < 一部解約受付の中止等 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記 < 解約価額 > の規定に準じて計算された価額とします。

### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

### < その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### < 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

### (照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

### < 基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(借入公社債を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

#### < 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

### < 主要な投資対象資産の評価方法 >

内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の当日又は前営業日の基準価額で評価します。

外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券(上場には店頭登録を含みます。)の評価方法 原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場(店頭登録銘柄は海 外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場)で評価します。

外国投資信託証券の評価方法

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格(基準価額)で評価します。

外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

### <基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.soam.co.jp/)でご覧いただけます。

### (照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

無期限とします。(2015年5月26日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4)【計算期間】

原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

ただし、第1計算期間は2015年5月26日から2016年7月11日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### (5)【その他】

< 投資信託契約の終了(償還)と手続き>

(1)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、 原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督 官庁に届け出ます。

# (2)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1) によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行いま す。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじ め、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前 までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し た書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に 係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、 議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。

上記 から までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情 が生じている場合であって、上記 から までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しませ ん。

## <投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >

#### (1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のう え、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うこと ができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその 内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従い ます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### (2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更(以下「重大な約款変更」といいます。) 又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした 場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### < 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社 の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任し た場合、委託会社は、上記 < 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き > に 従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### < 反対者の買取請求権の不適用 >

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運 用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページ(http://www.soam.co.jp/)に掲載します。ただし、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### < 関係法人との契約の更改手続き >

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### < 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.soam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

#### <混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### < 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託 財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 4【受益者の権利等】

### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を 有します。

詳細につきましては、上記「2換金 (解約)手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は 謄写を請求することができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

### 【スカイオーシャン・コアラップ(安定型)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(自 2017年7月 11日 至 2018年7月10日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	第2期 (2017年 7月10日現在)	第3期 (2018年 7月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	32,699	271,660
コール・ローン	192,384,073	224,491,903
投資信託受益証券	11,490,093,455	11,614,600,526
投資証券	1,592,271,845	1,181,528,824
未収入金	13,010,000	95,000,000
流動資産合計	13,287,792,072	13,115,892,913
資産合計	13,287,792,072	13,115,892,913
負債の部		
流動負債		
未払金	-	15,000,000
未払解約金	36,049,598	13,143,873
未払受託者報酬	3,359,931	3,511,288
未払委託者報酬	81,310,373	84,973,118
未払利息	527	615
その他未払費用	335,933	351,069
流動負債合計	121,056,362	116,979,963
負債合計	121,056,362	116,979,963
純資産の部		
元本等		
元本	13,967,256,811	13,639,017,719
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	800,521,101	640,104,769
(分配準備積立金)	2,802,356	11,231,739
元本等合計	13,166,735,710	12,998,912,950
純資産合計	13,166,735,710	12,998,912,950
負債純資産合計	13,287,792,072	13,115,892,913

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(十四・ロ)
	第2期 自 2016年 7月12日 至 2017年 7月10日	第3期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
受取配当金	4,247,151	28,269,344
受取利息	48	49
有価証券売買等損益	524,540,905	311,053,634
営業収益合計	528,788,104	339,323,027
営業費用		
支払利息	123,808	152,843
受託者報酬	5,909,479	7,174,989
委託者報酬	143,009,219	173,634,674
その他費用 -	592,352	717,381
営業費用合計	149,634,858	181,679,887
営業利益又は営業損失()	379,153,246	157,643,140
経常利益又は経常損失( )	379,153,246	157,643,140
当期純利益又は当期純損失( )	379,153,246	157,643,140
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	62,906,654	69,273,296
期首剰余金又は期首欠損金()	949,138,924	800,521,101
剰余金増加額又は欠損金減少額	312,995,360	245,746,079
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	312,995,360	245,746,079
剰余金減少額又は欠損金増加額	480,624,129	173,699,591
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	480,624,129	173,699,591
分配金	<u>-</u>	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	800,521,101	640,104,769

## (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 (1)投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の | 最終相場(最終相場がないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引 業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売

買参考統計値等に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金

投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当

該収益分配金額を計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

			第2期		第3期
		(2017年	7月10日現在)	(2018年	7月10日現在)
1.	計算期間の末日におけ		13,967,256,811□		13,639,017,719□
	る受益権の総数				
2 .	投資信託財産の計算に	元本の欠損	800,521,101円	元本の欠損	640,104,769円
	関する規則第55条の6				
	第10号に規定する額				
3 .	計算期間の末日におけ	1口当たり純資産額	0.9427円	1口当たり純資産額	0.9531円
	る1単位当たりの純資	(1万口当たり純資産額)	(9,427円)	(1万口当たり純資産額)	(9,531円)
	産の額				

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期	第3期
自 2016年 7月12日	自 2017年 7月11日
至 2017年 7月10日	至 2018年 7月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,802,356円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額	В	- 円
収益調整金額	С	- 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,802,356円
当ファンドの期末残存口数	F	13,967,256,811□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2円
1万口当たり分配金額	Н	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	9,197,882円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額	В	- 円
収益調整金額	С	671,485円
分配準備積立金額	D	2,033,857円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,903,224円
当ファンドの期末残存口数	F	13,639,017,719口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	8円
1万口当たり分配金額	Н	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

# (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

第3期
自 2017年 7月11日
至 2018年 7月10日
当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金 銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、 信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等 遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。 コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・ 評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況 の事後点検を行います。

# 2.金融商品の時価等に関する事項

	第3期
	(2018年 7月10日現在)
	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上 額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

# (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

1年 東京	第2期 (2017年 7月10日現在)	第3期 (2018年 7月10日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	431,520,934	242,325,462	
投資証券	25,227,846	19,496,027	
合計	456,748,780	222,829,435	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

# (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

# (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第2期	第3期
区分	自 2016年 7月12日	自 2017年 7月11日
	至 2017年 7月10日	至 2018年 7月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	10,156,952,982円	13,967,256,811円
期中追加設定元本額	7,392,135,251円	4,125,601,422円
期中一部解約元本額	3,581,831,422円	4,453,840,514円

# (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券

種	類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備老
	F0Fs用国内株式エンハンスト運用戦略ファンド(適 格機関投資家専用)	323,460,524	411,377,094		
		FOFs用MLP インデックスファンド(適格機関投資家専用)	186,094,242	117,853,483	
		FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適格 機関投資家専用)	505,365,831	484,191,002	
		Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	12,576.634	123,301,319	
		大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド(適格 機関投資家専用)	131,053,565	123,649,038	
		ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・ 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	944,894,854	1,027,762,132	
		マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用)	214,459,783	210,985,534	
		F0Fs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専 用)	215,417,608	206,563,944	
		FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ ファンドS(適格機関投資家専用)	341,136,354	253,634,879	
	FOFs用KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	388,229,980	419,443,670		
		FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	257,181,315	270,863,360	
		FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関 投資家専用)	727,754,758	777,314,857	
		FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	391,242,676	408,809,472	
		F0Fs用新興国債券インデックス・ファンド S	50,268,801	47,353,210	
		F0Fs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機 関投資家専用)	749,528,270	810,839,682	

			有価証券届出書(内国	国投資信
	F0Fs用日本物価連動国債ファンドS(適格機関投資 家専用)	345,280,657	337,166,561	
	FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS (適格機関投資家専用)	422,154,758	405,099,705	
	FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS(適格機関投資家専用)	245,013,922	207,232,775	
	F0Fs用日本株配当ファンドS(適格機関投資家専用)	124,566,812	136,911,383	
	FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあ リ)(適格機関投資家専用)	339,478,225	341,039,824	
	F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機 関投資家専用)	981,348,171	1,129,629,879	
	FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替 ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	1,307,417,817	1,373,703,900	
	F0Fs用新興国株式セレクト・ファンドS(適格機関 投資家専用)	11,649,755	11,016,008	
	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機 関投資家専用)	651,725,191	624,157,215	
	HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス	617,230.02	692,662,565	
	Global Multi Strategy – U.S. Municipal Bond Fund JPY-H Dividend Retail Class	71,404.22	662,038,035	
投資信託受益	紅券 合計	9,855,425,079.875	11,614,600,526	
投資証券	Global Absolute Return Strategies Fund- Class D <sup>A,H,JPY</sup>	225,073.008	404,681,268	
	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	56,495.045	568,315,294	
	Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral- Class A	22,849	208,532,262	
投資証券 合	投資証券 合計		1,181,528,824	
	合計		12,796,129,350	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 【スカイオーシャン・コアラップ(成長型)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(自 2017年7月 11日 至 2018年7月10日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けて おります。

# (1)【貸借対照表】

	第2期 (2017年 7月10日現在)	第3期 (2018年 7月10日現在)
流動資産		
コール・ローン	193,231,253	215,161,920
投資信託受益証券	13,648,320,792	12,470,321,341
投資証券	1,370,493,328	956,608,696
未収入金	73,990,000	175,740,000
流動資産合計	15,286,035,373	13,817,831,957
資産合計	15,286,035,373	13,817,831,957
負債の部		
流動負債		
未払解約金	75,355,743	40,916,396
未払受託者報酬	3,908,909	3,686,820
未払委託者報酬	94,595,621	89,220,957
未払利息	529	589
その他未払費用	390,831	368,617
流動負債合計	174,251,633	134,193,379
負債合計	174,251,633	134,193,379
純資産の部		
元本等		
元本	16,178,508,535	14,362,154,909
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,066,724,795	678,516,331
(分配準備積立金)	1,770,375	8,510,906
元本等合計	15,111,783,740	13,683,638,578
純資産合計	15,111,783,740	13,683,638,578
負債純資産合計	15,286,035,373	13,817,831,957

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(十四・ロ)
	第2期 自 2016年 7月12日 至 2017年 7月10日	第3期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
営業収益		
受取配当金	2,270,964	14,749,103
有価証券売買等損益	1,258,083,912	505,958,319
	1,260,354,876	520,707,422
営業費用		
支払利息	148,425	165,233
受託者報酬	7,164,057	7,753,765
委託者報酬	173,370,183	187,641,063
その他費用	719,071	775,245
営業費用合計	181,401,736	196,335,306
営業利益又は営業損失( )	1,078,953,140	324,372,116
経常利益又は経常損失( )	1,078,953,140	324,372,116
当期純利益又は当期純損失( )	1,078,953,140	324,372,116
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 <sup>-</sup> 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	187,397,508	128,135,273
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,091,701,963	1,066,724,795
剰余金増加額又は欠損金減少額	674,300,643	366,494,178
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	674,300,643	366,494,178
剰余金減少額又は欠損金増加額	540,879,107	174,522,557
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	540,879,107	174,522,557
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,066,724,795	678,516,331

### (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 (1)投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の | 最終相場(最終相場がないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引 業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売

買参考統計値等に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金

|投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当|

該収益分配金額を計上しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

			第2期		第3期
		(2017年	7月10日現在)	(2018年	7月10日現在)
1.	計算期間の末日におけ		16,178,508,535□		14,362,154,909
	る受益権の総数				
2 .	投資信託財産の計算に	元本の欠損	1,066,724,795円	元本の欠損	678,516,331円
	関する規則第55条の6				
	第10号に規定する額				
3 .	計算期間の末日におけ	1口当たり純資産額	0.9341円	1口当たり純資産額	0.9528円
	る1単位当たりの純資	(1万口当たり純資産額)	(9,341円)	(1万口当たり純資産額)	(9,528円)
	産の額				

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第2期	第3期
自 2016年 7月12日	自 2017年 7月11日
至 2017年 7月10日	至 2018年 7月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	1,770,375円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額	В	- 円
収益調整金額	С	- 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,770,375円
当ファンドの期末残存口数	F	16,178,508,535□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1円
1万口当たり分配金額	Н	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

#### 項目 費用控除後の配当等収益額 7,299,811円 費用控除後・繰越欠損金補填 - 円 В 後の有価証券等損益額 339,987円 収益調整金額 С 分配準備積立金額 1,211,095円 D 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 8,850,893円 当ファンドの期末残存口数 14,362,154,909 1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F \times 10,000$ 1万口当たり分配金額 - 円 収益分配金金額 $I = F \times H/10,000$ - 円

# (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

第3期
自 2017年 7月11日
至 2018年 7月10日
当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金 銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、 信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等 遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。 コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・ 評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況 の事後点検を行います。

# 2.金融商品の時価等に関する事項

	第3期
	(2018年 7月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上 額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

# (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

1年 東京	第2期 (2017年 7月10日現在)	第3期 (2018年 7月10日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価 (円) (円)		
投資信託受益証券	1,048,804,687	385,652,780	
投資証券	22,788,896	15,081,010	
合計	1,071,593,583	370,571,770	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

# (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

# (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第2期	第3期
区分	自 2016年 7月12日	自 2017年 7月11日
	至 2017年 7月10日	至 2018年 7月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	14,463,848,201円	16,178,508,535円
期中追加設定元本額	6,685,628,350円	3,922,459,779円
期中一部解約元本額	4,970,968,016円	5,738,813,405円

# (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券

種	類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備者
—————— 投資信託受益証 券		F0Fs用国内株式エンハンスト運用戦略ファンド(適 格機関投資家専用)	530,256,969	674,380,813	
		FOFs用MLP インデックスファンド(適格機関投資家専用)	361,035,217	228,643,602	
		FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	521,496,983	499,646,259	
		Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	19,699.976	193,138,564	
		大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド(適格 機関投資家専用)	294,972,183	278,306,254	
		ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・ 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	736,988,709	801,622,618	
		マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用)	169,182,522	166,441,765	
		F0Fs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専 用)	168,585,984	161,657,100	
		FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ ファンドS(適格機関投資家専用)	347,619,862	258,455,367	
		FOFs用KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	302,893,063	327,245,665	
		FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	439,279,005	462,648,648	
		FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関 投資家専用)	897,015,593	958,102,354	
		FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	308,213,197	322,051,969	
		F0Fs用新興国債券インデックス・ファンド S	120,552,811	113,560,747	
		F0Fs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機 関投資家専用)	1,267,257,476	1,370,919,137	

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			有伽証芬油出書(內世	到投資信
	F0Fs用日本物価連動国債ファンドS(適格機関投資 家専用)	163,189,653	159,354,696	
	FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS (適格機関投資家専用)	333,241,862	319,778,890	
	FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS(適格機関投資家専用)	200,313,980	169,425,564	
	F0Fs用日本株配当ファンドS(適格機関投資家専用)	197,086,959	216,618,276	
	FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあ リ)(適格機関投資家専用)	157,399,532	158,123,569	
	FOFs用外国株式インデックス・ファンドS (適格機 関投資家専用)	1,635,543,369	1,882,673,972	
	FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替へッジあり)(適格機関投資家専用)	642,912,690	675,508,363	
	FOFs用新興国株式セレクト・ファンドS (適格機関 投資家専用)	17,327,044	16,384,452	
	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	1,467,020,614	1,404,965,642	
	HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス	293,299	329,143,481	
	Global Multi Strategy – U.S. Municipal Bond Fund JPY-H Dividend Retail Class	34,677.977	321,523,574	
投資信託受益証		11,279,732,953.954	12,470,321,341	
投資証券	Global Absolute Return Strategies Fund- Class D <sup>A,H,JPY</sup>	176,499.897	317,346,814	
	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	47,584.631	478,680,450	
	Man Numeric Integrated Alpha Market Neutral- Class A	17,595	160,581,432	
投資証券 合計		241,679.528	956,608,696	
	合計		13,426,930,037	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### 【中間財務諸表】

## 【スカイオーシャン・コアラップ(安定型)】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び第57条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(自2018年7月11日至2019年1月10日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# (1)【中間貸借対照表】

	第3期 (2018年 7月10日現在)	第4期中間計算期間 (2019年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	271,660	837,020
コール・ローン	224,491,903	211,176,475
投資信託受益証券	11,614,600,526	10,547,349,781
投資証券	1,181,528,824	626,521,845
未収入金	95,000,000	3,000,000
流動資産合計	13,115,892,913	11,388,885,121
資産合計	13,115,892,913	11,388,885,121
負債の部		
流動負債		
未払金	15,000,000	-
未払解約金	13,143,873	8,118,742
未払受託者報酬	3,511,288	3,296,359
未払委託者報酬	84,973,118	79,771,806
未払利息	615	578
その他未払費用	351,069	329,570
流動負債合計	116,979,963	91,517,055
負債合計	116,979,963	91,517,055
純資産の部		
元本等		
元本	13,639,017,719	12,368,140,450
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	640,104,769	1,070,772,384
(分配準備積立金)	11,231,739	9,922,271
元本等合計	12,998,912,950	11,297,368,066
純資産合計	12,998,912,950	11,297,368,066
負債純資産合計	13,115,892,913	11,388,885,121

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位・口)
	第3期中間計算期間 自 2017年 7月11日 至 2018年 1月10日	第4期中間計算期間 自 2018年 7月11日 至 2019年 1月10日
営業収益		
受取配当金	12,965,386	12,804,967
受取利息	24	25
有価証券売買等損益	651,633,339	428,736,087
その他収益	-	618
営業収益合計	664,598,749	415,930,477
営業費用		
支払利息	75,241	61,349
受託者報酬	3,663,701	3,296,359
委託者報酬	88,661,556	79,771,806
その他費用	366,312	329,945
営業費用合計	92,766,810	83,459,459
営業利益又は営業損失( )	571,831,939	499,389,936
経常利益又は経常損失( )	571,831,939	499,389,936
中間純利益又は中間純損失( )	571,831,939	499,389,936
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	38,321,352	12,214,556
期首剰余金又は期首欠損金()	800,521,101	640,104,769
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,973,115	75,458,600
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	139,973,115	75,458,600
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,691,518	18,950,835
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	108,691,518	18,950,835
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	235,728,917	1,070,772,384

# (3)【中間注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 (1)投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の 最終相場(最終相場がないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引 業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売

買参考統計値等に基づいて評価しております。

2.収益及び費用の計上基準 受取配当金

投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当

該収益分配金額を計上しております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

			第3期	第4期中	間計算期間
		(2018年	7月10日現在)	(2019年 1	月10日現在)
1.	計算期間の末日におけ		13,639,017,719口		12,368,140,450□
	る受益権の総数				
2 .	投資信託財産の計算に	元本の欠損	640,104,769円	元本の欠損	1,070,772,384円
	関する規則第55条の6				
	第10号に規定する額				
3 .	計算期間の末日におけ	1口当たり純資産額	0.9531円	1口当たり純資産額	0.9134円
	る1単位当たりの純資	(1万口当たり純資産額)	(9,531円)	(1万口当たり純資産額)	(9,134円)
	産の額				

### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

65 4 th to 1951 (55 th 199
第4期中間計算期間
(2019年 1月10日現在)
中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対 照表計上額と時価との差額はありません。
(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

# (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

# 元本の移動

	第3期	第4期中間計算期間
区分	自 2017年 7月11日	自 2018年 7月11日
	至 2018年 7月10日	至 2019年 1月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	13,967,256,811円	13,639,017,719円
期中追加設定元本額	4,125,601,422円	336,114,510円
期中一部解約元本額	4,453,840,514円	1,606,991,779円

## 【スカイオーシャン・コアラップ(成長型)】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び第57条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(自2018年7月11日至2019年1月10日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# (1)【中間貸借対照表】

		(十四:11)
	第3期 (2018年 7月10日現在)	第4期中間計算期間 (2019年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	215,161,920	228,051,275
投資信託受益証券	12,470,321,341	11,715,603,038
投資証券	956,608,696	512,487,987
未収入金	175,740,000	14,000,000
流動資産合計	13,817,831,957	12,470,142,300
資産合計	13,817,831,957	12,470,142,300
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,916,396	3,927,705
未払受託者報酬	3,686,820	3,564,380
未払委託者報酬	89,220,957	86,258,052
未払利息	589	624
その他未払費用	368,617	356,368
流動負債合計	134,193,379	94,107,129
負債合計	134,193,379	94,107,129
純資産の部		
元本等		
元本	14,362,154,909	13,658,624,469
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	678,516,331	1,282,589,298
(分配準備積立金)	8,510,906	7,598,794
元本等合計	13,683,638,578	12,376,035,171
純資産合計	13,683,638,578	12,376,035,171
負債純資産合計	13,817,831,957	12,470,142,300

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(羊瓜・川)
	第3期中間計算期間 自 2017年 7月11日 至 2018年 1月10日	第4期中間計算期間 自 2018年 7月11日 至 2019年 1月10日
営業収益		
受取配当金	6,619,336	6,331,341
有価証券売買等損益	975,736,347	554,319,845
その他収益	-	919
営業収益合計	982,355,683	547,987,585
営業費用		
支払利息	84,870	69,827
受託者報酬	4,066,945	3,564,380
委託者報酬	98,420,106	86,258,052
その他費用	406,628	356,732
営業費用合計	102,978,549	90,248,991
営業利益又は営業損失( )	879,377,134	638,236,576
経常利益又は経常損失()	879,377,134	638,236,576
中間純利益又は中間純損失( )	879,377,134	638,236,576
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	78,028,451	5,614,138
期首剰余金又は期首欠損金()	1,066,724,795	678,516,331
剰余金増加額又は欠損金減少額	233,188,370	74,628,628
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	233,188,370	74,628,628
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,863,433	46,079,157
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	102,863,433	46,079,157
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	135,051,175	1,282,589,298

# (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 (1)投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の 最終相場(最終相場がないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引 業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売

買参考統計値等に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金

投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当

該収益分配金額を計上しております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

			第3期	第4期中	間計算期間
		(2018年	7月10日現在)	(2019年 1	月10日現在)
1.	計算期間の末日におけ		14,362,154,909		13,658,624,469
	る受益権の総数				
2 .	投資信託財産の計算に	元本の欠損	678,516,331円	元本の欠損	1,282,589,298円
	関する規則第55条の6				
	第10号に規定する額				
3 .	計算期間の末日におけ	1口当たり純資産額	0.9528円	1口当たり純資産額	0.9061円
	る1単位当たりの純資	(1万口当たり純資産額)	(9,528円)	(1万口当たり純資産額)	(9,061円)
	産の額				

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第4期中間計算期間
	(2019年 1月10日現在)
	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。
ついての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

# (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

# 元本の移動

	第3期	第4期中間計算期間
区分	自 2017年 7月11日	自 2018年 7月11日
	至 2018年 7月10日	至 2019年 1月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	16,178,508,535円	14,362,154,909円
期中追加設定元本額	3,922,459,779円	877,240,935円
期中一部解約元本額	5,738,813,405円	1,580,771,375円

#### 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(2019年1月31日現在)

## スカイオーシャン・コアラップ (安定型)

資産総額	11,356,465,798円
負債総額	39,439,481円
純資産総額( - )	11,317,026,317円
発行済口数	12,241,346,050□
1口当たり純資産額( / )	0.9245円
(1万口当たり純資産額)	(9,245円)

### スカイオーシャン・コアラップ(成長型)

資産総額	12,519,326,184円
負債総額	35,230,096円
純資産総額( - )	12,484,096,088円
発行済口数	13,549,205,171□
1口当たり純資産額( / )	0.9214円
(1万口当たり純資産額)	(9,214円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

- (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存 在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し ません。

#### 受益権の譲渡

- イ.受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ.上記イ.の申請のある場合には、上記イ.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿 に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設したも のでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上 位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記 載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2019年1月31日現在)

資本金の額:3億円

発行可能株式総数 : 100,000株 発行済株式総数 : 60,000株

最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、社長1名、副社長、 専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構

PLAN : 計画

- ・運用部は、運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、代表取締役副社長が承認します。
- ・ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、運用 部長が承認します。

DO : 実行

- ・ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用 を行うとともにファンドの運用状況を管理します。
- ・ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された運用規程を遵守 することが求められます。
- ・運用部長は、ファンドの運用が計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK : 検証

- ・運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策 の検討等を指示します。
- ・また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立したコンプライア ンス部がモニタリングを行います。
- ・モニタリングの結果は、速やかにファンドマネジャーにフィードバックされ、ファンドの運用に 反映されます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記のとおり、委託会社では、PLAN DO CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスに基づいた運用を行っています。

委託会社の機構は2019年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。

2019年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドを除きます。)は次のとおりです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	8	73,713
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	8	73,713

#### 3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。) の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度に係る中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

期別		前事業 ( 2017年 3日		当事業年度 (2018年 3月31日現在)		
	   注記	(2017年 3月31日現在)				
科目	番号	内訳(千円)	金額(千円)	内訳(千円)	金額(千円)	
(資産の部)						
流動資産						
預金	2		268,308		151,653	
前払費用			16		32	
未収委託者報酬			79,640		193,333	
流動資産計			347,965		345,019	
   固定資産						
有形固定資産			5,009		3,128	
建物	1	808		757		
器具備品	1	4,200		2,371		
固定資産計			5,009		3,128	
資産合計			352,974		348,148	
   (負債の部)						
」、 に に に が が に が に に に に に に に に に に に に に						
瀬り金			789		865	
未払金			43,075		115,165	
	2	29,009	10,010	92,222	110,100	
未払委託調査費	-	10,398		18,840		
その他未払金		3,666		4,103		
未払費用		,,,,,,	495	.,	697	
未払法人税等			1,721		2,178	
未払消費税等			1,017		6,452	
賞与引当金			6,372		6,591	
流動負債計			53,472		131,951	
負債合計			53,472		131,951	
   (純資産の部)						
ー は は は は は は は は は は は は は は は は は は は						
			300,000		300,000	
資本型   資本剰余金			300,000		300,000	
資本準備金		300,000	230,000	300,000	300,000	
利益剰余金		555,550	300,497		383,802	
その他利益剰余金			,			
繰越利益剰余金		300,497		383,802		
株主資本計		-,	299,502	,	216,197	
純資産合計			299,502		216,197	
負債・純資産合計			352,974		348,148	

# (2)【損益計算書】

		前事		- 当事	坐午 度	
期別		前事業年度 (自 2016年 4月 1日		当事業年度 (自 2017年 4月 1日		
(円)		至 2017年 3月31日)		至 2018年 3月31日)		
1V D	<b>&gt;&gt;</b> □					
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)	内訳 (千円)	金額(千円)	
営業収益		000 404		507.004		
委託者報酬		298,124		567,861		
営業収益計			298,124		567,861	
営業費用						
支払手数料	1		110,652		251,616	
広告宣伝費			3,683		2,775	
調査費			96,475		132,690	
調査費		3,811		3,968		
委託調査費	1	92,664		128,722		
委託計算費			31,501		39,837	
営業雑経費			23,381		32,570	
通信費		321		461		
印刷費		22,477		31,247		
諸会費		536		852		
その他		46		7		
営業費用計			265,694		459,490	
一般管理費						
給料			151,352		157,746	
役員報酬		36,000		36,000		
給料・手当		98,187		102,709		
賞与		10,792		12,446		
賞与引当金繰入額		6,372		6,591		
法定福利費			3,285		3,517	
福利厚生費			168		302	
業務委託費			82			
交際費			569		723	
寄付金			30		30	
旅費交通費			3,858		6,125	
租税公課			3,232		3,573	
不動産賃借料			10,145		10,145	
固定資産減価償却費			2,923		1,880	
消耗品費			1,066		904	
支払報酬料			4,945		4,991	
支払手数料			116		118	
諸経費			637		1,316	
一般管理費計			182,414		191,375	
営業損失			149,984		83,004	
営業外収益						
雑収入		21		3		
営業外収益計			21		3	
経常損失			149,963		83,000	
税引前当期純損失			149,963		83,000	
法人税、住民税及び事業税			304		304	
当期純損失			150,267		83,305	

(単位:千円)

# (3)【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自2016年4月1日至 2017年3月31日)

株主資本						純資産
資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	合計
	資本	資本	その他利益	利益		
	準備金	剰余金	剰余金	剰余金		
		合計	繰越利益	合計		
			剰余金			
300,000	300,000	300,000	150,230	150,230	449,769	449,769
			150,267	150,267	150,267	150,267
			150,267	150,267	150,267	150,267
300,000	300,000	300,000	300,497	300,497	299,502	299,502
	資本金 300,000	資本金 資本乗 資本 準備金 300,000 300,000	株主 資本金 資本 準備金 300,000 300,000 300,000	株主資本	株主資本	株主資本

## 当事業年度(自2017年4月1日至 2018年3月31日)

当事業年度(自2017年4月1日至 2018年3月31日)					(単位:千円)		
		株主資本					純資産
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	合計
		資本	資本	その他利益	利益		
		準備金	剰余金	剰余金	剰余金		
			合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	300,000	300,000	300,000	300,497	300,497	299,502	299,502
当期変動額							
当期純損失( )				83,305	83,305	83,305	83,305
当期変動額合計				83,305	83,305	83,305	83,305
当期末残高	300,000	300,000	300,000	383,802	383,802	216,197	216,197

#### (重要な会計方針)

- 1. 固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用 年数は以下のとおりであります。

建物 18年 器具備品 4~6年

- 2. 引当金の計上基準
- (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017年 3月31日現在)	当事業年度 (2018年 3月31日現在)		
建物	81千円	132千円		
器具備品	7,437千円	9,266千円		
計	7,518千円	9,399千円		

## 2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2017年 3月31日現在)	当事業年度 (2018年 3月31日現在)
預金	170,062千円	150,384千円
未払手数料	21,033千円	60,074千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

## (損益計算書関係)

1. 関係会社に係る注記

	前事業年度	当事業年度
	(自 2016年 4月 1日	(自 2017年 4月 1日
	至 2017年 3月31日)	至 2018年 3月31日)
支払手数料	93,745千円	160,488千円
委託調査費	92,573千円	113,668千円

- (注1)支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。
- (注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した 金額を記載しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
種類	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	60,000株			60,000株

## 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
種類	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	60,000株			60,000株

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### (金融商品関係)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入 によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、 主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えてお ります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

#### 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2017年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 預金	268,308	268,308	-
(2) 未収委託者報酬	79,640	79,640	-
資産計	347,948	347,948	-
(1) 未払金	43,075	43,075	-
負債計	43,075	43,075	-

#### (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

## (1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(単位:千円)

#### 負債

#### (1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

#### (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年3月31日現在)

	1 年以内	1 年超
預金	268,308	
未収委託者報酬	79,640	
合計	347,948	

#### 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入 によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、 主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えてお ります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2018年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 預金	151,653	151,653	-
(2) 未収委託者報酬	193,333	193,333	-
資産計	344,987	344,987	-
(1) 未払金	115,165	115,165	-
負債計	115,165	115,165	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

## 負債

# (1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(2018年3月31日現在)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
預金	151,653	
未収委託者報酬	193,333	
合計	344,987	

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度		当事業年度		
(2017年 3月31日班	見在)	(2018年 3月31日現在)		
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)	
未払事業税	424	未払事業税	563	
一括償却資産	33	一括償却資産		
賞与引当金	1,909	賞与引当金	1,979	
繰延資産償却超過額	971	繰延資産償却超過額	871	
繰越欠損金	85,450	繰越欠損金	110,999	
その他	132	その他	146	
繰延税金資産小計	88,922	繰延税金資産小計	114,560	
評価性引当額	88,922	評価性引当額	114,560	
繰延税金資産合計		繰延税金資産合計		
繰延税金負債		繰延税金負債		
繰延税金負債合計		繰延税金負債合計		
繰延税金資産(負債)の純額		繰延税金資産(負債)の純額		

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

## 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

セグメント情報
 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報 単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超える ため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

前事業年度(自2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
- (1)その他の関係会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 (億円)		議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社 横浜銀行		2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	係る事務代	93,745	未払 手数料	21,033
					出向者の受入	出向者人件費 の支払	59,669	未払 費用	238	
		信託業	<b>支持24.0</b> /	投資の助言	投資助言料の 支払	92,573	未払委託 調査費	10,300		
	「越门」 千代田区   3,420		及び 直接21% 銀行業		出向者の受入	出向者人件費 の支払	54,275			

- 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
- 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定 しております。

親会社との取引のうち受取利息(預金利息)については、開示対象外としております。 出向者人件費については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2.親会社に関する注記 前事業年度(2017年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) その他の関係会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 (億円)	ı	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	係る事務代	160,488	未払 手数料	60,074
その他の関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社		3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	113,668	未払委託 調査費	9,881

- 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
- 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定 しております。

## 2.親会社に関する注記

当事業年度(2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

(1株当たり情報)				
前事業年度		当事業年度		
(自 2016年 4月 1日 至 2017年	3月31日)	(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月	31日)	
1 株当たり純資産額 4,99	1.71 円	1株当たり純資産額 3,603.	.29 円	
1 株当たり当期純損失金額 2,50	4.45 円	1株当たり当期純損失金額 1,388.	.42 円	
なお、潜在株式調整後1株当たり当	期純利益金	なお、潜在株式調整後1株当たり当期	純利益金	
額については、1株当たり当期純損	失であり、	額については、1株当たり当期純損失	<b>そであり</b> 、	
また、潜在株式が存在しないため記	載しており	また、潜在株式が存在しないため記載しており		
ません。		ません。		
(注) 1 株当たり当期純損失金額の算況	定上の基礎は	(注)1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は		
以下のとおりであります。		以下のとおりであります。		
当期純損失(千円)	150,267	当期純損失(千円)	83,305	
普通株主に帰属しない金額(千円)		普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	150,267	普通株式に係る当期純損失(千円)	83,305	
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	

EDINET提出書類 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# (1) 中間貸借対照表

(1) 中间 貝 恒 刈 忠 衣		第5期內閣	<b>今計期閏士</b>	
期別		第5期中間会計期間末 (2018年 9月30日現在)		
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)	
(資産の部)				
流動資産				
預金			128,338	
未収委託者報酬			214,053	
前払費用			204	
流動資産計			342,596	
固定資産				
			2,413	
建物	1	732	2,410	
器具備品	1	1,680		
固定資産計		1,000	2,413	
資産合計			345,009	
具注口印 		-	0-10 , 000	
(負債の部)				
流動負債				
未払金			128,094	
未払手数料		104,236		
未払委託調査費		19,955		
その他未払金		3,903		
未払費用			671	
預り金			666	
未払法人税等			1,640	
未払消費税等			3,968	
賞与引当金			6,667	
流動負債計			141,709	
負債合計			141,709	
( 纳洛帝の部 )				
(純資産の部)				
株主資本   資本金			300,000	
貝			300,000	
貝本剌乐玉   資本準備金		300,000	300,000	
具		300,000	396,699	
州位利ホ五 その他利益剰余金			390,099	
その他利益剰余金   繰越利益剰余金		396,699		
操		330,033	203,300	
・   負債・純資産合計			345,009	
貝頂			343,009	

# (2) 中間損益計算書

(2) 中间 掠 血 前 异 盲		第5期中間	
期別			3年 4月 1日
,,,,,,		,	8年 9月30日)
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
	/ <u>T</u> # D E	1347 (113)	
<b>季託者報酬</b>		357,083	
営業収益計		331,333	357,083
営業費用			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
支払手数料		169,762	
広告宣伝費		1,498	
調査費		68,298	
調査費		2,012	
委託調査費		66,285	
		21,428	
営業雑経費		15,019	
通信費		181	
印刷費		14,365	
諸会費		472	
」 営業費用計			276,006
一般管理費			
給料		77,908	
役員報酬		16,743	
給料・手当		51,238	
賞与		3,260	
賞与引当金繰入額		6,667	
法定福利費		1,986	
福利厚生費		40	
保険料		18	
交際費		279	
寄付金		30	
旅費交通費		3,743	
租税公課		1,772	
不動産賃借料		5,072	
固定資産減価償却費	1	715	
消耗品費		384	
支払報酬料		1,673	
支払手数料		60	
諸経費		136	
一般管理費計			93,822
営業損失			12,745
営業外収益			
雑収入		0	
営業外収益計			0
経常損失			12,744
税引前中間純損失			12,744
法人税、住民税及び事業税			152
中間純損失			12,897

#### (3)中間株主資本等変動計算書

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) (単位:千円)

	株主資本					純資産	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	合計
		資本	資本	その他利益	利益		
		準備金	剰余金	剰余金	剰余金		
			合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	300,000	300,000	300,000	383,802	383,802	216,197	216,197
当中間期変動額							
中間純損失( )				12,897	12,897	12,897	12,897
当中間期変動額合計	-	ı	-	12,897	12,897	12,897	12,897
当中間期末残高	300,000	300,000	300,000	396,699	396,699	203,300	203,300

### (重要な会計方針)

- 1.固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

器具備品 4~6年

- 2. 引当金の計上基準
  - (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しており ます。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

18年

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## (追加情報)

## 第5期中間会計期間

(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等 を当中間会計期間の期首から適用しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第5期中間会計期間末			
	(2018年 9月30日現在)			
建物	157千円			
器具備品	9,957千円			
計	10,114千円			

## (中間損益計算書関係)

## 1.減価償却実施額

	第5期中間会計期間
	(自 2018年 4月 1日
	至 2018年 9月30日)
有形固定資産	715千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
作工 いり作業	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	60,000株	-	-	60,000株

#### (リース取引関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) 該当事項はありません。

## (金融商品関係)

第5期中間会計期間末(2018年9月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 預金	128,338	128,338	-
(2) 未収委託者報酬	214,053	214,053	-
資産計	342,391	342,391	-
(1) 未払金	128,094	128,094	-
負債計	128,094	128,094	-

#### (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### (1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

#### 負債

#### (1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

## (デリバティブ取引関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) 該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

1.セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略 しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 第5期中間会計期間

(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

1株当たり純資産額

3,388.33 円

1 株当たり中間純損失金額

214.95 円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失(千円)	12,897
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純損失(千円)	12,897
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

## (1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

#### (2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

#### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2019年4月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(2018年9月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
	(2018年9月末日現在)	
株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んで
		います。
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	銀行法に基づき銀行業を営んで
		います。
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種
		金融商品取引業を営んでいま
		す。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んで
		います。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種
		金融商品取引業を営んでいま
		す。
株式会社東日本銀行	38,300百万円	銀行法に基づき銀行業を営んで
		います。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んで
		います。

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

#### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

#### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

三井住友信託銀行株式会社は委託会社の株式の21.0%(12,600株)を所有しています。

## (2)販売会社

株式会社横浜銀行は委託会社の株式の34.0%(20,400株)を所有しています。 株式会社京都銀行は委託会社の株式の15.0%(9,000株)を所有しています。 株式会社群馬銀行は委託会社の株式の15.0%(9,000株)を所有しています。

## (参考)再信託受託会社

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円 (2018年9月末日現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託する ため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### 第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書 (以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金 融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目 論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記 載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書 に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2018年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	松	崎	雅	則	ED
業務執行社員	公祕云訂工	14	Щ□ј	1)比	只り	LΠ
指定有限責任社員	.v. = 0 + 1   1	.1.	_	/ <del></del>	٠.	rn
業務執行社員	公認会計士	Щ	田	信	~	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2018年9月3日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

## 有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計

員 公認会計士 山田信之印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているスカイオーシャン・コアラップ(安定型)の2017年7月11日から2018年7月10日までの計算 期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ(安定型)の2018年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておいます
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2018年9月3日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計:

公認会計士 山 田 信 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているスカイオーシャン・コアラップ(成長型)の2017年7月11日から2018年7月10日までの計算 期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ(成長型)の2018年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておいます
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年12月3日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

### 有限責任監査法人 トーマッ

 指定有限責任社員
 公認会計士
 松
 崎
 雅
 則

 業務執行社員
 公認会計士
 山
 田
 信
 之

 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

囙

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の中間監査報告書

2019年3月1日

信

之

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 田

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているスカイオーシャン・コアラップ(安定型)の2018年7月11日から2019年1月10日までの中間 計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を 行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ(安定型)の2019年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2018年7月11日から2019年1月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の中間監査報告書

2019年3月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

## 有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会

公認会計士 山田信之印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているスカイオーシャン・コアラップ(成長型)の2018年7月11日から2019年1月10日までの中間 計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を 行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ(成長型)の2019年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2018年7月11日から2019年1月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。